

40

特250

492

昭和十二年五月

獨逸に於ける電力國策の現狀

東邦電力株式會社



始



43. 250.
422



東邦電力株式會社社長

松永安左工門序

東邦電力株式會社調查部編



獨逸に於ける電力國策の現狀

東邦電力株式會社



序

國力の基本を爲し、産業の機軸を爲す動力殊に電力の生産配給に關する世界的趨向はナチス獨逸の電力政策に於て見らるゝが如く之を統制強化して中央化し、經濟化するに在るは明かなる事實である、乃ち獨逸に於ける動力經濟法制定の理由たる

- 一、最も經濟的なる生産を計畫すること
- 二、最も社會的なる分配を實行すること
- 三、最も確實性なる動力を供給すること

以上三箇の實施を圖らんとする事が其動因を爲すが如きは此趨勢を示唆するものである、而して獨逸動力經濟法の採らんとする過程は産業の整備であつて、其目標とする處は國防の充實である、シヤハト經濟相の所謂「動力配給の武裝化」は現代電力政策に於て獨逸のみならず實に世界列強に共通したる最高最大の指標を爲しておるのである。

獨逸の五マルク銀貨の表面にはナチスの至高標言である Gemeinnutz geht vor Eigennutz

二
(公益は私益に優先す)が刻印せられておる。獨逸に於ける電力事業は其發程以來常に此の雄大なる國家的觀念を以て進んで來たのであるが、戰前及び戰後の波瀾重疊せる經濟的艱難に直面して殆んど進退兩難の苦境に陥つた事も幾度もあつたのである。然るに百折不撓のゲルマン民族の祖國的精神力は克く此の難局を征服し其外的事情の稍々安定するや直ちに産業的心臟たる動力供給事業の恢復強化を圖り電力事業の社會化を計畫し、更に國策の必要上其計畫を變更して今やヒットラー政府の所謂「バターよりも大砲」主義の下に産業動力の整備統一を圖らんが爲めナチスの驚嘆すべき科學的にして國家的なる電力政策を樹立し、其卓越せる經濟的、國防的成果を收むる目的を以て孜々として努力しておるのが獨逸に於ける電力事業統制の現状である。

抑々ナチスの經濟概念なるものはヒットラーに従へば「一國國民の興亡は其經濟綱領の善惡に依るものに非ずして其國民の有つ世界觀の強弱に關聯するものなり」と云ふのである、又ブーフナーに従へば「經濟は高度の目的達成手段としての組織なり」と云ふのである。故に「經濟」はナチスにありては獨立したる觀念に非ずして國家觀、世界觀と結合し

たる所謂有機的經濟制度に於ける手段なりと見ておるのである、茲にナチスが經濟機關の分合、統制等自由奔放に此手段を驅使する哲學的根據が發見し得られるのである、即ち企業組織を團體的、有機的に處理して所謂等配化 (Gleichschaltung) を實行し、例へば一九三四年七月「獨逸經濟の構成準備に關する法律」 (Gesetz zur Vorbereitung des organischen Aufbaues der deutschen Wirtschaft) に據りて經濟中央團體 (Reichsgruppe) 組織を創設して獨逸全産業部門を工業 (工業部門は更に七箇の小部門に分つ)、商業、銀行業、手工業、保險業及び動力經濟の六箇の大部分に分ち各部門には練達堪能なる斯界の權威者を指導者 (Führer) に補して所謂獨裁主義 (Führersystem) を一貫せるが如き又は英國の經濟組織に於ては最も無力なりとせらるゝ公私混合企業形態に對して獨逸は之を中心的の企業組織形態として、民間の旺盛なる獨創的、積極的なる企業心を刺戟して盛んに經綸を行はしめ是に國家權力を關聯せしめて獨裁的統制組織を完成せんとするが如きは此の有機的經濟制度の巧みなる運用方法なりと思ふのである。

獨逸に於ける電力統制は最近に於ける急激異常なる經濟振興の結果、動力經濟に關する

新規計畫、技術的改革、設備の擴張、料金統制等の急激なる必要に迫られ、殊に最も當局をして惧れしめたものは動力經濟の各部門及び個々の經營者間に於ける對立關係の機運の現はれた事であつたのである。是れに對して國家は最も速かに單一的制限又は中心的統制を加ふる必要が起つたのであつた。

即ち一九三四年七月「動力經濟申告義務に關する命令」を發令して中央經濟團體動力經濟部のメンバーに對して建設計畫に關する報告義務を規定し、更に一九三五年十二月動力經濟法(Energie Wirtschaft Gesetz)を公布して動力經濟の各方面に高度の法律的統制を加へたのである。是れシャハト經濟相が電力部門に對しては内部的には公營私營の對立的競爭の排撃を強調し、外部的には同法に「供給義務を正當に實行せざる動力供給事業に對しては其業務を禁止する」嚴罰條項を設けて電力及び瓦斯兩部門の對立的競爭が資本の濫費を招來するが如き場合に對處せんとする用意のある處であつて統制即ち協働(Gemeinschaftarbeit)に對する絶對命令なのである。

翻つて最近に於ける世界列強の電力政策を見るに英國は一九二六年に所謂「ビクトリア

ン法制」革新の代表者たる電氣供給法 (Electricity supply Act of 1926)を公布して國營「グリッドシステム」を完成し、我國は一九三一年(昭和六年)統制經濟政策の先驅として新電氣事業法を公布し、伊太利は一九三三年の發電及び配電に關する勅令を公布して從來の自由主義的色彩を排除して統制形式を整備し、米國は一九三五年に公共事業法 (Public Utilities Act)を公布して電力統制權を強化し、佛國も同年大統領令に依り電氣事業管理會議 (Le Council Supérieur de l'electricité)を設置して最高統制機關となしておるのである。

斯くの如く恰も産業整備に對するオリムピアードの觀ある世界列強の動力政策の確立は動力武裝化の手段を統制強化に求めんとする各國に共通したる指導精神に基調を置くものであつて實に近代國家に於ける重要な特徴なりと云ふ事が出来る。

而して此の國力充實に對する世界的趨向に徴して電力政策なるものが如何に重要緊切なる國家的地歩を占むるものなるかを窺知する事が出来るのである。

本書は曩に東邦電力株式會社調査部に於て紹介したる「英國に於ける公共事業政策」のシリーズとして獨逸國電氣事業の社會化が國家的、個人的企業に復原したる經路を略述し

たるものであつて、最近我國に於ける電力事業に對して高度統制政策が論議せらるゝ時に當り多少の参考となし得れば此の企ては徒爾ならざるべき事を信するのである。

ヒットラー政府の電力政策の順程及び其目標に就ては一九三五年九月ザールブリュッケンに於て開催せられたる電力供給部總會に於けるシヤハト經濟相の動力經濟法制定豫告に關する講演に依りて最もよく是を知る事が出来るが故に左に其の全文を掲載する。

昭和十二年五月

東邦電力株式會社にて

松永安左工門

ザールブリュッケン (Saarbrücken) に開催せられたる

電力供給部 (WEV) 總會に於けるシヤハト經濟相の

講演 (一九三五年九月)

一、國家及び國民の電氣事業

本日全獨逸電氣事業大會の丁重なる御招待に應じて茲に出席を爲し電氣事業の所管大臣として挨拶を爲し得る事は甚だ光榮とする處である、私は嘗て銀行業者として永年電氣事業に關係を有して來た者である、又發電事業及び電氣供給事業の監査役の職に居つた事もあり、又電氣事業の金融方面に關する種々の業務に關係したばかりでなく既に二十七年以前に私はフロイセン年鑑に論文を發表した事があり其の論旨は今日の電氣事業經營に對しても重要な本質的問題を示唆したものであつた事を満足に思つておるのである。

其頃は始めてライン・ウエストフアール電氣會社が模範的大規模の電氣供給事業を開

始した時であつて殊に私經濟的イニシヤテーフと公共の密接なる協力が初めて具體化せられた頃であつた、當時は多數の小規模配電網が存在し、電氣料金は七フェニヒ乃至六〇フェニヒの間を上下しておつたと記憶しておる。購入電力の大部分は電燈用であつて動力用としては精々電氣軌道事業に使用せられたるに過ぎず、工業動力としては漸く使用せられ始めた頃であつた、爾來今日の如き電氣事業の驚くべき發展を爲したのであるけれども幾多の難問題は尙ほ舊態依然として當時の儘に残されて居るのである。

私が此の講演に於て當時の事情をお話するのは實は其當時に於て初めて私經濟及び自治團體の經營に係る電氣供給事業の對立關係を緩和し、進んで此兩者を互に提携協同せしめんとする傾向が現はれた事實があつたから當時の事情に觸れんとする次第である。

吾々は國民主義第三國家に於ては其の根本精神たる協働主義の實現を圖らなければならぬのである。吾々の目的は必ずしも電氣事業の經營を市町村の手に委ねなければならぬとは考へて居ないのである、即ち吾々は事業經營の形式の如何と云ふ事よりも如何にして國家及び國民全體の爲めに最高最大なる電氣事業の利用を増進せしめ得るか、問題なの

である。從來國民が解決し得なかつた幾多の重要問題に直面しておる現今に於て吾人は斷じて獨善主義と不經濟とを承認することは出来ないのである、吾々の指導者たるヒットラー總統が吾々に提示し而して吾々が畢生の希望と確信とを以て其達成を期せんとする至高至大なる目的、即ち國家的、社會的、及び經濟的方面に於ける獨逸國家の自由恢復と云ふ大目的の爲めに吾々は全力を傾倒しなければならぬのである。

一、國防的動力經濟法の基本精神

中央政府は來週中に動力經濟法 (Energie Wirtschaft Gesetz) を公布せんとするに當り茲に明かにして置き度い事は、此の法律は二箇の基本精神に依りて制約せられて居るものであると云ふ事である。

第一は電力配給の最も確實なるべき事

第二は電力料金の可及的低廉なるべき事

是れである、電力配給の確實性と言ふ事は生産事業關係が複雑なる條件の下に置かれて居

る現狀に於ては最も重要性を有するものであると信ずる、若し斯ふ云ふ言葉を使ひ得べくんば吾々は「獨逸に於ける動力配給の武裝化」を必要とするのである、獨逸に於ける電力送配鋼を建設するに當りては、一朝發電所に重大なる故障が発生した場合に於ても、非常なる支障無しに、否出來得るならば全然支障なしに經濟的生產活動を繼續し得る様にしなければならぬのである、此の目的の爲めには各發電所の協働と提携とが絶対に必要なのである、従つて獨逸生産事業に對する電力が最も確實にして其の配給が最も安全なる一般的目标を忘れない處の中央部に對して電氣事業の監督權が委ねられなければならないのである、決して地方的利害を重視して此の重大なる任務の遂行を妨ぐるが如きことがあつてはならないのである。

電力の可及的低廉といふ第二の基本精神の目的とする處は諸種の工業及び農業に對して動力を低廉に供給し、農業にありては獨逸國民の食糧生産に對する努力を援助し、工業にありては外國市場に於ける經濟競争を容易ならしめ且つ中小産業に對しても出來得る限り助力を與へんとするのである。

三、國防的動力經濟法の目標

(イ) 經濟的經營

私は獨逸電氣事業の過去に於ける業績が最も賞讃に値する事を満足に思ふのであるが更に進んで我國の電氣事業を改善せんと試みる事は敢て此の賞讃の度を減少する事を意味するものではないのである、其の施設改善の機會と可能性は尙ほ充分に存在しておるのである、例へば今日に於ても電氣事業に對して短期の資本投下が行はれて居る事が少くないのである、吾々は斯の如き金融關係を減少せしめる爲めに一層努力する必要がある、何となれば、斯くの如き短期投資は多くの配給區域の經營市價に著しき過當負擔を賦課する結果になるからである、保安關係から見ても發電及び配給設備の現狀は、未だ充分なりと云ふ事は出來ない。又電力料金の不統一は依然として存在し、甚だしきは殆んど隣接せる區域に於ても非常なる相違のある場合が稀でないのである、是が是正に對しては國民生活費を斟酌してある程度迄之を平均する様努力を拂ふべきではあるが、併し乍ら決して杓子定規

的に之を整理すべからざる事は勿論である、何となれば個々の企業其のものは經濟に立脚した運営を爲さなければならぬ事を常に留意する必要があるからである。

(ロ) 政府補助金の排除

電力事業は政府の補助金を受ける事業となつてはならないと共に斷じて利殖の爲めに歡迎せらるべき營利事業として經營せらるべきものではないのである、過去に於ては電力事業の設立及び經營に對して、上述の基本精神に反する觀點が基調となつて居た場合も稀でなかつたことは否定し得ない、自治團體が發電所を建設して其勢力と信用若くは有利なる財源を獲得せんとする野心は、屢々經濟的、社會的及び國防的政策の目標を阻害して來た事は何人も認むる處である。自治團體の財政狀態に應じて電力料金政策が變動することも一つの重大なる事項であつた、電力料金収入の餘剰を自治團體の財政的目的の爲めに各方面に配分する事となつたならば其の當然の歸結として自治團體が經營する個々の企業の整備改善は他に財源の無い限り繰延ばされて居つた筈である、而して私經濟に依る事業經營も亦是れと同一若くは類似の例を免るゝ事が出来なかつたのは明かなる事實である。

(ハ) 公營及び私營對立關係の解消

吾々は從來屢々強調せられた如く自治團體若くは中央政府の經營と民間の經營との間に存する對立關係を解消しなければならぬ、此の兩者は共に國民社會主義の高遠なる目標即ち電氣事業は常に國民及び全經濟に對して奉仕すると云ふ觀念に従はなければならぬのである。電氣事業の經營條件は國家及び國民に對する一種の忠誠關係である、不良なる經營に依る結果を需用者の過重負擔に依りて改善せんとするが如き事は許さるべきではない、故に所謂自家用設備を爲すものよりも、より良き條件を以て供給する事が出来ないならば茲に自家用設備の存在理由があり、且つ何時たりとも其の存在を要求すべき權利があるのである、然れども自家用設備は之を悪用せざる様常に改愼すべき事は勿論である。

四、電氣事業の發展と綜合經濟の進歩

最近二箇年間に於て電氣事業は更に新たなる飛躍を示しておる、一九三三年及び三四年に於て公共的電氣供給事業は二〇%以上の増加を示しておる、是は國民社會主義國家が齎

らした一般經濟界の活動が電氣事業にも好運を齎らした結果である。

斯かる時代は合理化の爲めに利用するには最も適當なる時機である、今や獨逸の電氣事業界は一層改善の必要に迫られており、而して電力販賣高の増加に依りて得たる營業收入は生産及び分配の形式を一層經濟的ならしむる目的の爲めに使用せられつゝある事を此處に明言し得る事は私の最も欣快とする處である。

私は綜合經濟 (Verbund Wirtschaft) の進歩をも此の覺醒に對する重要な論據の一と考へておるのである、營業區域、動力資源及び經營規模より觀て最も有利なる立場に在る多くの大工場と其の統括供給との協働あるに非れば到底諸産業の累増する電力需用に對して之を經濟的に供給する事は出來ないのである、國民社會主義に依る好景氣以前に於ける經濟恐慌は電氣事業に對して幾多の大整理を實行せしめたけれども今日に於ける電氣事業の經營は特殊の事情ある少數の自治團體關係のものを除けば大體に於て健全なる經營を實行しておると云ふ事が出来る、斯かる状態は活潑なる建設及び協働の時期の到來を期待せしめ、且つ一時的なる緊急命令に非ずして永續的統制を可能ならしむべき、待望久しかり

し動力經濟法を制定公布すべき絶好の機會を與へたものである。

五、國防的動力經濟法に對する輿論の賛意

從來經濟省が此の種の立法を躊躇したのは是に關聯する電力配給状態に對する明確なる觀察材料の必要なりし事を顧慮した結果であつた、更に國民社會主義に依る思想改造と相俟ちて政治的領域、經濟的形態及び技術的方面に於ても擡頭せる幾多の思想を檢討醇化せんが爲めの餘裕と時間とを與ふる事が適當であつたからである、故に私は關係方面と密接なる聯絡を採り徹底的に意見の交換を行つた結果今日に於ては大多數の國民が國防的動力經濟法の公布を希望し、國民社會主義思想を以て上述せる幾多の缺陷を排除せんとする基本精神に對して認識を深めたといふ事を確信するに至つたのである。

六、電氣事業に關する公營及び私營問題

(イ) 私有財産及び私營事業反對論の誤謬

最も重要な物貨の生産は凡て之を國有と爲し、之を國營に移さんとする杓子定規的な形式主義から生ずる薄弱なる努力を基礎とする「組織中心時代」(Systemzeit)に於ける社會化法(Sozialisierungsgesetz)の精神に就ては茲に更めて論ずる必要はないが、私有財産と私營事業とを排除し去らんとする、かの机上空論的な根本思想は動力事業の領域に於ても、他の生産部門に於ても共に非常なる誤謬があつたのである、國民社會主義的國家に於ける原則的な根本問題は動力配給が、民間の手に依つて遂行せらるゝか、若しくは公共團體の手に依つて遂行せらるゝか、と云ふことに非ずして、實に各生産が國家及び國民の全體的幸福及び利益に従ふか否かといふ重要問題に關するものである、換言すれば經濟指導者(Wirtschaftsführer)が私有財産の管理者及び經營者なりや若しくは公有財産の管理者及び經營者なりやと云ふことは何等問題にはならないのである。

(ロ) 料金政策に於ける形式的劃一主義の排除

電力料金政策に關しては形式的劃一主義を實施せんとする必要は認められないのである、可及的に低廉なる配給を行はんとする結果、自治團體の經營に對する正當なる利益を犠牲

にする事は許さるべきではない。市町村に對する財政上の補助は尙ほ現在多數の各州豫算状態に於てはそう簡単に中止され得ないのである、同時に他方是等の自治團體其のものにとつての利害關係は甚だ少きものなるべきも動力經濟の發展に關しては出來得る限り之を阻害せざる様に一般的經濟性に對して適當なる顧慮を拂ふべきは勿論である。一九三五年一月三十日の獨逸市町村制に於ては、企業の目的が第三者に依りて一層良好且つ低廉に運營せられ得る場合には市町村は經濟企業を行はず、又は擴張する事を得ざる旨が規定せられてゐる。電力配給事業に對する市町村及び市町村組合の協力は過去に於ては貴重なる功績を示した、將來に於ても同様に之を示し得るであらうし、實際之を示さなければならぬ筈である。然れども避くべきは實に相互の對立的競争であつて事業者は凡て全體的經濟の觀點に従ふべきことが決定的重要性を有する事柄なのである。又都市、郡、州の限界が動力配給觀念にとつて妨害的な働きを爲すものとなつてはならない、隨つて全動力事業が國家の指導に従ふべきは自明なる必然性である、併しこれは決して國家の動力獨占がそれ故に適當であるとか又は必要であるとかといふ意味ではない事は注意すべき點である。

(ハ) 動力配給事業官僚化の弊害

動力經濟の常に停止することなき技術竝に經濟的發展向上のためには優秀なる經營の指導者を缺くことは出来ない。而して經營指導者は自己の仕事の範圍内に於て出来るだけの能率を發揮し、且つ各個の事業の有機的協働をなさなければならぬのである、是れは事業其のものが民間の手にあらうと公共の手にあらうと問題でないので實際の事業竝に其の目的の達成を目標としなければならぬのである、國家は動力供給事業に於ける一般的經營の指導を爲すを以て満足し得るし、又満足しなければならぬ、抑々官僚化の弊害の現はるゝことは全經濟生活に對して無限の重要性を有する動力供給事業に於けるより甚だしきはないのである。行政官廳は決して個々の企業指導者から其の經濟行爲に對する責任を奪ふことは出来ないし又奪ふべき必要もないのである。

事務の進行は迅速に且つ機宜に適する様に行はなくてはならぬ。一切の繁文褥禮は之を排除しなければならぬ、それ故に一部論者の主張するが如く、特別の官廳を設置することは原則として反對せらるべきである。特に中央委員會とか其他之に類するもの、設立の

如きは全然不用であると思ふのである、何となれば一般の行政機關が前記の任務に對する監督を自ら實行するに何等の支障がないからである。

(ニ) 經濟省の指導的任務

經濟省は自治團體の監督者なるが故に、特に自治團體の經營に係る發電所に對して利害關係を有する内務省と密接に協力して、電氣事業問題の指導に當らんとする者である。私は現に電氣事業問題に關係を有する諸機關竝に關係者は經濟省と密接に協力せられん事を希望する。私は正當なる提案が空しく抛棄せらるゝことの無きやう配慮するであらうし、動力經濟中央團體 (Reichsgruppe Energiewirtschaft) は之に所屬する公私の動力供給事業に於ける經濟指導者との緊密なる協力の下に前記の任務を完うせんことを望んで止まないものである。動力經濟部が独自の責任を負擔する、此の經濟界の大規模自治管理組織は、經濟省より絶えず協議を受くるものであることを諒承せられ度い。此の自治管理組織に於ける協働的意見交換に依つて幾多の懸案難件が解決せられ得べき事を私は確信して居る者である、而して是等の問題に對して萬一解決困難なる場合には經濟大臣が最後の決裁を與へる

事になるのである。

私は電氣事業の領域に於ては動力經濟中央團體並に各經濟團體指導者の責任感を深く信賴するものである。政府が獨逸國民の責任感と義務感とに訴へんとする場合には、それが決して徒勞に歸しないであらうと云ふことを私は確信しておる者である。

國家は國民各自が其國家に對して責任を重んじ、そして國民各自の地位の如何を問はず各その分に應じて國家及び國民の爲に奉仕せんとする根本精神に依つて支配せられてゐる場合に於てのみ、國家は安全に生存することが出来るのである、私は中央經濟部並に動力經濟部の指導者の責任感に對して絶大なる信任を拂ひ、獨逸の電氣及び瓦斯事業の向上發展に協力したる凡ての人々に對して、私は今此の機會に於て深甚なる感謝の意を表すると同時に、各位が益々優秀なる結果を齎らす様一層の協力を與へられんことを熱望し、且つ之を確信するものである。(畢)

獨逸に於ける電力國策の現状

目次

第一章 獨逸國電力政策の變遷	一
第二章 伯林市電氣事業の沿革	五
獨逸電氣事業發達經路の縮圖	
一、總 說	五
二、民間企業時代(一八八四—一九一五年)	六
三、市營企業時代(一九一五—一九三一年)	八
四、公私混合企業時代(一九三一年以降)	一三
第三章 獨逸電氣事業の現状	一五
一、獨逸電氣事業設備の現状	一五

(一) 發電設備	一五
(二) 送電設備	一八
二、獨逸電氣事業の企業形態	二一
(一) 總 說	二一
(二) 國有電氣事業	一四
(三) 州(分國)有電氣事業	二六
(四) 市町村有電氣事業	二九
(五) 私營電氣事業	二九
(六) 公私混合企業	三〇
三、獨逸電氣事業の資本構成	三一
第四章 電氣事業社會化法の梗概	三三
第五章 獨逸に於ける電力國策の現状と動力經濟法	三九
附 獨逸動力經濟法正文	四三

獨逸に於ける電力國策の現状

第一章 獨逸電力政策の變遷

獨逸電氣事業は其の歴史、規模、技術的施設等に於て米國に次いで世界各國を凌駕し、一九三五年度に於ける發電量は約三五〇億 K・W・H (家用を含む) にして、亦米國に次いで世界第二位に位する、技術的施設のみならず經濟的方面に於いても獨逸電氣事業發達の過程には幾多の學ぶべきものが存するのである。抑々獨逸は近代科學の先進國であり、産業合理化の發祥地である、斯かる環境に於て哺まれたる獨逸電氣事業の合理的なるべきことは何人も首肯し得る處で、近年各國電氣事業界の主題たる電力統制問題に就ても、獨逸は指導的經路を歩めるものとして想像に難からざる處である。然るに實際に於ては獨逸電氣事業の發達以來現今に至る約五十年の經過を顧みるに實に變轉數奇を極むるものありて、所謂國家的電力統制の角度より見る時は、寧ろ他の諸國に比し甚だしく混沌たる觀を呈して居るのである。其原因する處種々あるべきも主として歐洲大戰の影響に因るものであつて他の原因としては獨逸國家の古き傳統等をも擧げることが出来るのである。獨逸電氣事業界が歐洲大戰に依りて如何に重大なる影響を蒙りたるかは、後述の獨逸電氣事業史の一面の縮圖とも云ふべき伯林市電氣事業の沿革に依りて一端を窺知し得べく、是と共に獨逸國が多數の傳統

二
的分國より成立せる事も獨逸電氣事業國策を複雑ならしめたる主要原因である事は否定し得べからざる事實である。獨逸電氣事業發達の経路は幾多の變轉を極めたるものなれども、其の實情を吟味すれば常に最善の方策を選択せんとするに當り必然の経路として應變の措置を採りたるものなる事を發見することを得て興味深きものを感じるのである。

由來、獨逸の電氣供給事業は最初は主として私企業として發達せるものなるが、既に歐洲大戰以前より公營電氣事業の擡頭が次第に顯著となり、歐洲大戰を契機として此傾向は益々拍車を加へられ、一時は官公營全盛時代をも現出するに至つたのである、之が理由の一として歴史的原因を擧げることが出来るのである。即ち初期に於ける獨逸電氣事業はA・E・G・及 Siemens の兩電機製作業者に育成せられたる處多しである。此兩社は民營電氣事業の發達につれ特許事業たる電氣事業界に強大なる勢力を扶殖し獨占的活躍を爲すに至りたるが爲め遂に國民の反感を招くに至り、延いて一般國民の間に電氣事業の官公營を謳歌する風潮を誘致するに至つたのである。第二の理由としては、州政府、市町村等の収益上の問題、戦時の非常對策等も重要視せらるべきものである。然るに其後戦時並に戦後の政治的、經濟的の難局に遭遇したる結果、官公營電氣事業は當初期待せるが如き成績を擧ぐる事を得ざりし爲め、一九二〇年以後、官公署の直營電氣事業は其企業形態を變更して或は株式組織の官有事業に變形し、或は之を公私混合企業に轉化せしむるもの次第に増加するに至つたのである。斯かる經過を辿りて、獨逸電氣事業界の分野及び企業形態の主流は一九〇〇年頃より今日に至る迄目まぐるしきばかりの變轉を續けて來たのである。

電氣事業に對する監督行政方面に於ては、中央政府は最初は電氣事業の經濟的方面に對しては力めて干渉を避け、寧

ろ各州政府に於て個々の立場から積極的管理の方針を執れる状態であつたが、大戰の末期頃より中央政府は種々の動機から漸次電氣事業に對して廣汎、強力なる干渉を試みるに至り、其の最も高潮せるは戦後獨逸の革命直後の頃であつた即ち獨逸に於ける電力の徹底的國家統制の方策として一九一九年十二月三十一日所謂「電氣事業社會化法」を公布したけれども其後此の法律は種々の事情の爲に實施を見るに至らずして經過し、一九三五年十二月「動力經濟法」の公布と共に電氣事業社會化法は廢止せらるゝに至つたのである。此の電氣事業社會化法の公布を見たる一九一九年頃は各國に於て電力統制論の展開を見たる時期であつて、米國に於てはムレー氏等に依つて所謂超電力聯系組織 (Superpower System) なるものが提唱せられ(一九一八—一九一九年)、又英國に於ては今日のグリッドシステムの礎石をなせる一九一九年「電氣供給法」の制定を見、本邦に於ても大正九年頃(一九二〇年頃)野田通相時代に當局の意に基いて電氣事業の買収、合併等が行はれたることは吾人の記憶に尙新なる所であるが、獨逸に於ても既に一九一六年頃より彼の Klingenberg 氏等に依り超電力聯系方式が提唱せられて居つた頃である。従つて獨逸の電氣事業社會化法の制定も是等の影響に因る處尠からざるべきも、何分此の法律は過度的政治情勢に依つて生みだされたる所に非現實性が含まるゝ感を與へて居るのである。

即ち戦後獨逸の革命直後、昂奮の未だ醒め遣らざる際に社會主義思想を背景としたる産業社會化の一策として、電氣事業者、傳統的智識階級並に地方自治體等の反對にも拘らず當時の支配的勢力が之を押し切つて成立せしめたるものである。然し乍ら此の法律の實施に關し、其の施行に必要な細則は同法第二十一條に據り、電氣事業參與會の意見を聽

取したる上に制定すべしと規定せられたる爲め本法の實際的運用は同法第二十一條に依り抑制せられたる形となりて遂に在再十六年を経過せるも、尙實施を見ざる次第であつたのである、然れども此の間の消息の如何に拘らず又此の法律の適否の如何は別として、本法を斯かる結果に導きたる直接的理由は、實に戦後の獨逸經濟界の變動が其主因を爲して居つたのである。即ち本法公布の前後より既に其の萌芽を示せるインフレーションの傾向は、一九二〇年頃より漸く顯著となり、滔々として停止する處なきマルクの暴落は遂に一九二三年の狂亂的狀態に立ち至つたのである。而してインフレーションは一九二三年末を以て鎮靜したけれども、其後の獨逸經濟界は急激なる財界復興の爲めに巨額の外資に依存せねばならぬ關係等もありて、旁々本法制定當時とは政治的、經濟的諸情勢は多大の變化を來したる爲め遂に實施の時機を失ひたるものと見らるべきである。併し乍ら之を以て本法が名實共に全くの空文に終りたるものと見るべきに非ずして、本法の公布以後に於て電氣事業の地方的聯系、聯邦或は各州の電氣事業に對する經營參加等の實現を見たるもの尠からざるが如きはすべて電氣事業社會化法の精神を酌したるもの甚だ多きを看取すべきである。

一九三五年末公布せられたる「動力經濟法」は獨逸現在の國情に照して著しく自由主義的のものであると云ふ感を與へるのであるが、本法の目的の一つは從來各分國に於て夫々電氣事業の取締法規を實施し、他に聯邦の電氣事業關係の法規の存在せるを本法に依り、獨逸全體の電氣事業行政に關する聯邦政府の權限を擴大強化するにありたる事が認められるのである。獨逸電力國策が斯かる方向に進みつゝあることは他の方面からも看取せられ得る處であつて、例へば水力行政に就ては從來各分國に於て個々の水力法を制定實施し居つたのを最近聯邦政府に於ては全獨逸を包括統合せる

水力法案の起草中なるが如く、從つて電力國策の方針に關しては今後更に第二、第三の「動力經濟法」と云ふべきものと公布を見るやも知れないのである、而して從來の電力政策の經過を見れば獨逸は常に現實的、實行的の政策を擁して統制の方面に進んで來たのである。電氣事業の經營方策は常に一般的經濟情勢と併行して進むべきものであつて、假令國策的要求に依る場合に於ても、之が統制、進展を全く實情と懸絶せる理論より演繹せんとすることは何等實質的利益を齎らすものに非ざる事は獨逸電氣事業社會化の廢止せられたる事由に依りても是を知る事が出来るのである。

第二章 伯林市電氣事業の沿革

獨逸電氣事業發達經路の縮圖

一、總 說

獨逸に於ける電氣事業の濫觴は一八八四年首都伯林に於て株式組織に依る純民營電氣事業として創設せられたものにて始まるのである、爾後各地に於て電氣事業の發達を見るに至つたが、此等電氣事業の初期に在りては概ね民間企業として經營せられたものである、此の最初の伯林市電氣事業は民營株式組織の儘一九一五年迄繼續し、一九一五年に市營に

移り、更に一九二三年には形式を株式組織としたる市営事業に轉化し、斯くて市營期間は一九一五年より一九三一年迄續きたるが、一九三一年市營電氣事業は公私混合企業に依る株式組織に變更せられて今日に至つたものである、斯かる民間企業——公營企業——公私混合企業なる企業組織の變更経路は獨逸電氣事業の最も一般的なる経路なりと看做されておるが斯かる経過を辿るに至れる事由は過去に於て獨逸電氣事業界の遭遇せる諸事情に因る必然的の歸趨と看做される點もあるが、其の過程を論究することは、獨逸電氣事業界の現状を忖度する上に於ても徒爾ならざることと考へられるのである、而して首都伯林市の電氣事業は獨逸電氣事業の先驅を爲し、又戰時及び戰後の獨逸政治經濟の變動の影響を受くること最も大なりしものなるが故に、伯林市電氣事業の歴史的過程は或る意味に於て獨逸電氣事業界の變遷の縮圖なりとも看做し得るのである、此の意味に於て伯林市電氣事業の過去五十年間に於ける企業組織の變遷過程に就いて概説せんとするものである。

二、民間企業時代（一八八四——一九一五年）

伯林に於て都市電氣株式會社 (Städtischen Elektrizitätswerke Aktien Gesellschaft) は一八八四年二月六日乃至九日に於て設立及び電氣供給に關する伯林市との諸契約の締結を了し同年五月八日に設立したのである。當初の資本金は三百萬馬克、純然たる民營事業であつた。此の經營組織は結局一九一五年迄繼續せられたが、其間に於て會社と市當局との間には種々の交渉が行はれ先づ一八八八年八月二十五日の新契約に於て供給區域の擴張其他の條項と共に對市納付金

の増額を目的としたる新計算方式の制定、一八九五年十月以後は會社の電氣事業を市に於て買收し得る買收條項等が挿入せられた、伯林市が市電氣事業の買收を企圖するに至りたる一つの理由は市財政上の要求に基づくものである、即ち當時伯林市は瓦斯事業を經營し相當の成績を擧げて居つたが、都市電氣株式會社の開業後の業績を見るに一八八四年の初年度は二、二五%の株主配當をなし、翌年及び翌々年は無配當なりしが、一八八七——一八八八年度は五%、一八八八——一八九九年度八%、一八八九——九〇年度一〇%の配當を行つて居る、斯くて一八九五年には市會は殆んど電氣事業の買收を決定せんとする状態を示したが、一方常に發展擴張しつゝある新規事業を市の經營に移すことが果して適當なりや否やの問題も生じ、結局之が商議は五箇年間延期せらるゝに至つたのである。其の間種々の経緯もあるが、會社當事者並に會社の有力投資者たりしA・E・G側に於ては其の免許期限の延長に努め、遂に一八九九年三月十四日及び四月一日の契約に依りて免許期限は一九一五年十月一日迄延長せられたのである。然るに其の前年一九一四年世界大戰の勃發となり、總ては其の決定的影響を受けることとなつたのである。之より先、豫て對市契約の變更は二箇年以前の豫告を以て行ひ得る定めなりしに依り、既に一九一一年頃から兩者間に其豫備交渉が行はれ免許期限の延長に關し種々の努力が拂はれたのである、然るに大戰の勃發は斯かる會社側の努力を總て徒勞に歸せしめ、一九一四年十二月、市會は伯林電氣會社の設備全部を市の管理に收めることを議決したのである、斯くて一九一五年十月一日伯林市の電氣設備は總額約一億三千二百萬馬克を以つて市に讓渡せられたのである、此の間伯林市電氣會社は數次の増資を経て一九一五年六月末現在に於ける株式資本金は六四、一〇〇、〇〇〇馬克（内普通株四四、一〇〇、〇〇〇馬克、優先株二〇、〇〇〇、〇〇〇馬

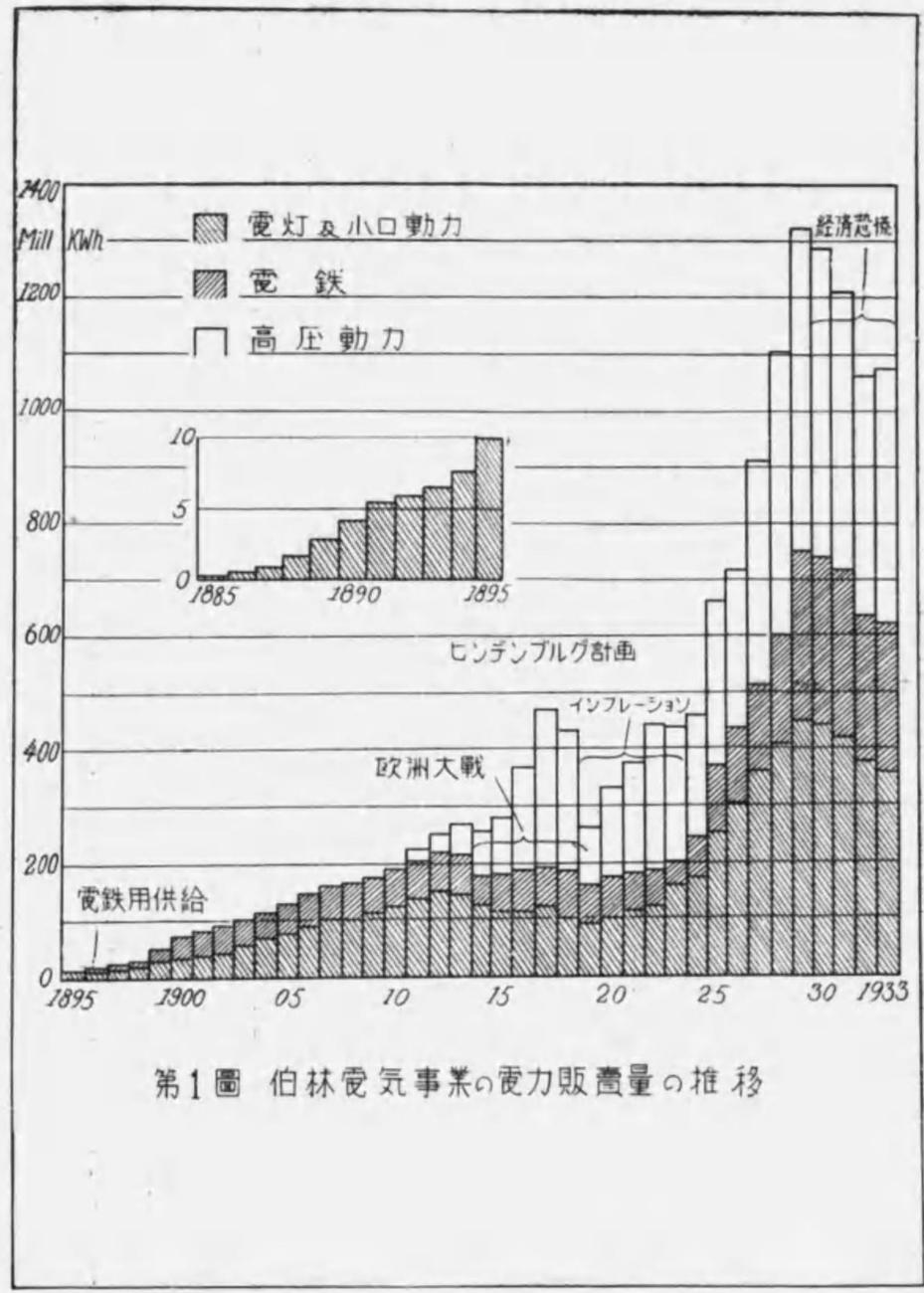
克)借入金五五、八三七、五〇〇馬克、固定資産帳簿價格一三〇、四七三、五一三・五〇馬克となつて居つたのである。

三、市營企業時代(一九一五—一九三一年)

(イ) 市營初期の難局

前記の如く柏林市は最初市財政上の目的から出發して電氣事業の買収を企圖し、結局大戰なる非常時を機として其の買収を執行するに至りたるが、其後市營電氣事業の経過は全く豫期せざる事態の爲に、豫定したる収入増加の希望とは全然正反對に終り殆んど終始市の財政に對する過重なる負擔を課した結果となつたのである。

一九一五年十月一日市の所有に歸したる設備は發電所六箇所(合計出力一五五、〇〇〇K・W)、變電所二十四箇所及び配電網等で、配電網は強電流電纜七、七四〇杆、電話線及び表示線電纜一、〇四四杆を主なるものとする。大戰の市電氣事業に對する最初の影響は電氣消費量の驚くべき減退であつた、一般的節約方針及び労働者缺乏の爲め電燈及び小口動力需用は約四分の一を減退したのである。然れども戦争の進展するに連れ軍需工業に對する高壓側負荷は漸次増加を示すに至つた、其電力需要増減の狀況は第一圖に示すが如くである。あらゆる工業は軍需品の生産の目的に運用せられ、之に對する負荷増加の爲め發電設備の増加を要求せらるゝに至つたが、發電所の増設なるものは容易に行ひ得るものではなかつたのである、旁々原料品缺乏の爲め石炭の準備は困難を伴ひ、銅其他の電氣材料も缺乏を告げ、電氣供給の繼續には實に想像も及ばぬ苦心を要したのである。石炭市價は開戦當時應當り一八馬克であつたものが、戦争末期たる一



第1圖 柏林電氣事業の電力販賣量の推移

九一八年半ばには四〇馬克迄昂騰し、而も約一〇%の石炭消費税を賦課せられたのである。勿論他の運轉材料も同様に騰貴したけれども、電力収入は一九一六年以降漸減して經營不能に陥る虞ありしを以て市當局は料金値上を斷行しなればならない事情に立ち至つたのである。

而して市電氣事業にとりては是等の困難は、其後に續くインフレーションに因る困難の序曲に過ぎなかつたのである。伯林市電氣事業は此難局に際しても軍需工業の需用に應ずる爲め先づ一九一六年に Meckitz 第二發電所の竣工せるを始めとして、一九一八年迄に前後四回の發電所増設を行つて居るのである。

(ロ) 市營中期、戦後の混亂

戦争の終結を告ぐるや否や新なる擾亂が兆し國體の變革は不可避的となり、勞働力超過の洪水が襲來して遂に八時間勞働制の實施を以つてしても如何ともこれを處理し得ざるに至つたのである、斯くて一九一八年十一月「ホーヘンツォルレルン」家は逝く秋と共に赫々たる帝位を去つてしまつたのである。

政治的困難に加へて今やインフレーションの怒濤が襲來して來た、此の物價騰貴の初期に於て市電當事者は先づ低壓料金の特別増徴を以つて對處せんとしたのであるが、然し乍ら既に一九二〇年初頭には物價騰貴の率は三〇〇%に達したのである。茲に於て急遽新料金制定の必要を生じ、電燈料金はK・W・H・當り 一・八馬克、動力料金はK・W・H・當り 一・〇馬克に値上げせられた、此の兩者は戦前には夫々四〇フェニヒ及び一六フェニヒだつたものである。而して此の新料金は馬克の價値に依存せしむるものとしたのである、従つてインフレーションの激化と共に料金は昂騰し、遂には

電燈料金はK・W・H・當り四千二百億馬克迄に達したのである。インフレーションの最高潮期間たる一九二三年度に於ける料金(低壓供給K・W・H・當り)の推移は第一表の如くなつてゐる。

第一表 一九二三年に於ける伯林市電氣事業の低壓料金「K・W・H・當り」の變動

月	日	馬克	月	日	單位千萬馬克
一	一	二七五	一〇	七	六
二	一	八〇〇	一〇	一四	二〇
三	一	一、二〇〇	一〇	二一	八八
四	一	一、〇五〇	一〇	二九	五八〇
六	一	二、〇〇〇	一一	一	六四〇
六	三〇	一〇、〇〇〇	一一	二	一、三〇〇
八	六	三〇、〇〇〇	一一	三	三、二〇〇
八	一三	一〇〇、〇〇〇	一一	四	四、二〇〇
八	二〇	三〇〇、〇〇〇	一一	八	六、三〇〇
八	二七	三七五、〇〇〇	一一	一四	八、四〇〇
九	三	五五〇、〇〇〇	一一	一五	一二、六〇〇

九	一六	六、八〇〇、〇〇〇	馬克	一一	一六	二五、二〇〇	千馬克
九	一三	一七、〇〇〇、〇〇〇		一一	二一	四二、〇〇〇	
九	三〇	二二、〇〇〇、〇〇〇					

而して此の前代未聞のインフレーションも一九二三年十二月一日には鎮靜するに至つて其後漸次經濟的平調を恢復するに至つたのである。

此のインフレーション時代に於て物價の昂騰、物資の缺乏に應ずる爲め種々の技術的考案が實行せられ、例へば力率改善に依る電氣設備容量の節約、之に關聯せる力率改善施設の發達、或は力率料金の設定等を見、又所謂尖頭負荷に對する經濟的供給を目的としてルーツ式蓄熱汽罐に依る尖頭負荷補給、蓄電池の利用、或は揚水式發電所等の發達をも導くに至つたものである。

(ハ) 市營株式會社組織時代

一九一五年より一九二三年に至る市營の期間は恰も國難時代なりし爲め、市營電氣事業は各種の困難に遭遇したるを以て其の經過に鑑み電氣事業を市の直營とする事項は種々の不便の存することが認識せられたのである、即ち第一に重要な企劃の遂行に關して、市會の採決を要する事項は迅速を要すべき處置に對して非常なる不便があり、又資金調達に關しても種々の不便のあることが痛切に感ぜられたからは等の不便を除く理由から市電氣事業の組織を私經濟企業組織に變更することに決定せられ電氣事業全設備を一つの株式會社組織に變更し、其の株式資本は全部市に於て所有する

事にしたのである。此の新なる運轉會社は一九二三年十二月八日に柏林市電氣株式會社 (Berliner Elektrizitätswerke A. G.) (略稱 Bawag) と登録した。此の市營株式會社の組織は一九二三年末から一九三一年迄繼續し、一九二四年以後一九二九年迄は最も順調なる發展を遂げて居る。此の會社組織に改められた頃からインフレーションも鎮靜の氣運に向ひ、物價も漸次安定したので會社は先づ電氣料金の整理の歩を進め、一方數年間に亘りて投げやりにせられて居つた設備の改修を行ひ、又需用増加に對する發電所の新増設に着手し、一九二五年以降一九三〇年迄に逐次に八回の發電所新増設を實行したのである。此の内有名なる Klingenberg 火力發電所 (設備容量二十七萬 K·W) は一九二六——二七年に建設せられてゐる、經濟復興に伴ひ需用は第一圖に示すが如く一九二四年以降漸増して、一九二六年夏に於ては毎日六〇〇乃至八〇〇の新需用家の増加を見て居るのである。

四、公私混合企業時代(一九二一年以降)

市營事業時代中一九二四年以後は世界的平和景氣の餘澤と獨逸經濟の復興とに依り、數年間は順調なる發展を續けたのであるが、その後間もなく世界的經濟恐慌の襲來となり首都柏林は實に此の旋風の中心に巻き込まれたのである。

失業地獄は日に日に激化し、社會的重壓は次第に市當局を悩ますに至つた、赤字は嵩み市の財政は破綻に瀕したのである。斯くて一九三一年初頭に於て柏林市當局は窮迫したる財政整理の對策として、市の重要な所有財産たる市營電氣事業を換金することを考慮するに至り、遂に一九三一年五月、市營電氣事業は公私混合企業形態なる株式會社組織に

改組せられたのである。當時伯林市の電氣事業には他の多くの獨逸電氣事業と同様に多額の外國資本が投下せられて居つた關係上、公私混合企業の此の新會社の株式所有關係は左表の如くであつたのである。

第二表 伯林電力電燈株式會社株主表 (一九三一年末現在)

八千萬馬克	獨逸聯邦、プロシヤ州及び伯林市(公有)
四千四百萬馬克	獨逸民間株主
一億一千六百萬馬克	外國株主
內 四千四百萬馬克	白 耳 義
三千二百萬馬克	米 國
一千萬馬克	英 國
一千萬馬克	瑞 西
七百萬馬克	和 蘭
七百萬馬克	スカンヂナビヤ
六百萬馬克	伊 太 利

而して右の内公有の八千萬馬クの株券に對しては二倍の投票權を附與せられたものである。此の新會社は伯林電力電燈株式會社(Berliner Kraft und Licht A. G.)と改名し、今日に及んで居る。

第三章 獨逸電氣事業の現状

一、獨逸電氣事業設備の現状

(一) 發電設備

獨逸に於ては自家發電に對する取締の寛大なりしこと、並に大工場の多數存在せること其他の關係にて、從來自家發電は頗る旺に行はれ、最近の統計に於ては供給事業者の發電量合計と自家發電の發電量合計との比率は大略六對四の割合となつて居る、又電源關係に就て之を見れば火力發電に依るもの斷然優勢を示してをる。

獨逸に於ける發電資源の主なるものとしては、一九二八年度の推定に依れば左の如くである。

黒 炭	千九百三十五億觔
褐 炭	百三十四億觔
泥 炭	五 億 觔
水 力	約四百萬K.W.

黒炭はルール地方、上シユレーリア地方を主要なる産地とし、褐炭はケルンを中心とするライン地方及び中央獨逸の各地に産出せられる、水力資源は奥太利及び瑞西國境に近き南獨逸を主としてをつて、パバリヤ州を第一とし、バーデ

ン州之れに次いでをる、其他北部獨逸方面にも相當の水力資源が分布せられて居るが北部のものは概して勾配(落差)が少い缺點がある。

獨逸の包藏水力資源に關して一九三六年ワシントンに於ける世界動力會議に提出せられたる報告に依れば三、七二三、四〇〇K・W・となつてをるが、別に六、三五〇、〇〇〇K・W・と推定せるものがある、これは推定の基礎の相異に原因するものである、獨逸に於ては從來水力の管理は各分國(州)に屬し、我國に於けるが如く中央政府に依つて徹底的統轄が行はれて居ない關係上其の統計にも或る程度の不統一の存することは免れない處である。

最近數年間獨逸に於ける發電事業は世界的不況の影響を受くること深刻を極め第三表の如く一九二九年を峠として爾後四ヶ年間は需用減退に悩まれてをるが、一九三四年後半より需用の恢復漸く顯著となつて居る。尙一九三四年度に於ける供給事業用發電量の電源別内譯及び出力關係は第四表の如くである。

第三表 最近に於ける獨逸の發電量累年比較

年 度	發 電 量(自家用ヲ含ム)
一、九二九	三〇、六六一百萬K・W・H
一、九三〇	二八、九一四
一、九三一	二五、七八八
一、九三二	二三、四六〇

第四表 一九三四年に於ける供給事業用發電統計

資 源 別	設 備 出 力 %	百萬K・W・H 發 生 電 力 量 %
石 炭	三、八九四、〇〇〇	四七、六
褐 炭	二、七三六、〇〇〇	三三、五
其他固形燃料	一五、〇〇〇	〇、二
汽 力 合 計	六、六四五、〇〇〇	八一、三
河 流 發 電	四〇九、〇〇〇	五、〇
揚水貯水發電	一、〇一五、〇〇〇	一一、三
水 力 合 計	一、四二四、〇〇〇	一七、三
瓦 斯	五、〇〇〇	四
油 類	一一九、〇〇〇	一、四
總 計	八、一九三、〇〇〇	一〇〇、〇

(二) 送電設備

獨逸に於ける送電線に關する資料は少く且つ區々であるが、ETZ一九三三年第十七號に報告せられたるものに依れば一九三二年度に於ける三萬V以上の送電線の總延長は二七、〇三四杆となつて居る、電壓別に關しては他の統計に依れば下記の如くなつて居る。

電壓別送電線路延長 (一九三二年度)

三八〇K・V・設計(二二〇K・V・運轉)	七五〇杆
二二〇K・V・	九五九
一〇〇—五〇K・V・	九、〇四七
三〇—八〇K・V・	一四、一九三
合計	二四、九四九

而して最近ワシントンに於ける第三回世界動力會議に提出せられたる獨逸の報告文中には二二萬V送電線が約三、〇〇〇杆になつてをるのである、獨逸に於ける強電流の周波數は大體五〇サイクルに一定し除外例は比較的少い、従つて技術的には全國的の送電聯系は可能であり、且つ既に古くからクリンゲンベルヒ氏を初め數多の人に依り超電力聯系の緊要なることが力説せられた事實もある。又一九一九年電氣事業社會化法制定の當時、全國を數箇の電氣管區に分つ方式が各方面の熱心なる要求たりし事例もあり、又諸分國間の傳統的關係等にも影響せられて全國的送電聯系の實現は遷

延してをる、一九三五年巴里に於ける萬國大送電網會議に於て編成せられたる附録地圖に依れば、現在獨逸に於ける主要送電系統は大體二つのグループに分たれて居り、其の一つはライン・ウエストフアールン電氣會社(略稱R・W・E)系統を主體として、西部及び南部獨逸並に塊太利瑞西國境方面を列ねる送電網でR・W・Eの二二〇K・V・主幹線(設計電壓三八〇K・V・)はケルンに近きブラウワイレル大變電所を中心として南は遙か塊、瑞の國境に近きフォラルベルグ變電所に至り、此の亘長五三九杆は現在世界に比類少きものである。一方ブラウワイレルから北方ルール工業地帯に延びて同方面の工業動力を供給して居る。此の主幹線に依つてケルンに近きゴールデンベルグ大褐炭發電所(設備出力五一〇、〇〇〇K・W・)チューセルドルフ・ライスホルツ(黒炭發電所)及び其他の褐炭發電所(フォルチュナ第一及び第二)等の火力系統合計出力約一、〇〇〇、〇〇〇K・W・と、南獨逸、塊太利及び瑞西等からの水力とを聯系して水火併用を行ひ、又ルールに近き有名なヘルデツケ揚水式發電所(一四〇、〇〇〇K・W・)は此の系統に於ける尖頭負荷用並に應急用の役を司つてゐる、R・W・Eの主發送電系統は一九三二年度に於て二二〇K・V・送電線合計亘長二、五一九杆(内三八〇K・V・設計のもの一、二八五杆)一〇〇K・V・系統二、八四三杆、此の兩者の合計五、三六二杆、又發電設備容量は合計約一、三〇〇、〇〇〇K・W・となつてゐる、而して一九三二年度に於ける供給電力量は約三十五億K・W・Hと報告せられ、獨逸第一の電氣事業者である。此のR・W・Eの系統に連絡する主要電氣事業はバイエルン州のミュンヘンを中心とするバイエルンウエルケ株式會社、バーデン州のマンハイム市電氣事業及びバーデン地方電氣會社等獨逸南方の主要水力資源地域の電氣事業者並にフランクフルト、ニュルンベルグ方面の事業をも包括して居るのである、

次に今一つの主要なるグループは伯林を中心とする中央獨逸方面の送電系統で、之は主要送電網は一〇〇K・V・系統から成り其の地域範圍も前者よりは稍々狭いが、首府伯林、ドレスデン、ライプチヒ等の大都市を含み、此の聯系内の發電力は、矢張り數百萬K・W・に達してゐる。此の系統内に含まれる發電所は大部分は火力で、其の主なるものとしてBebraのクリンゲンベルグ發電所(二七〇、〇〇〇K・W・)ウエスト發電所(二二四、〇〇〇K・W・)シャーロットンベルグ發電所(一〇四、〇〇〇K・W・)其他合計約八〇〇、〇〇〇K・W・、エレクトロウエルケ株式會社の大褐炭發電所Golpa-Zachronowitz(出力五〇〇、〇〇〇K・W・)及び其他合計約七〇〇、〇〇〇K・W・、ザクセン電氣會社(ドレスデン)のBöhlen發電所(出力約二二〇、〇〇〇K・W・)褐炭使用)及びHirschfeld發電所(出力約一五〇、〇〇〇K・W・)褐炭使用)Niederwartha揚水貯水發電所(出力一〇七、五〇〇K・V・A・)及びメルキシ電氣會社のFinkenheerd汽力發電所其他計約二〇〇、〇〇〇K・W・等を主なるものとする。

此の二箇のグループの間を連繫する二二〇K・V・送電線は目下計畫中に屬し、又一〇〇K・V・未滿の局部的連絡は既に兩グループ間に行はれて居る。

従來獨逸に於ては銅の生産に惠まれざる爲め送電線材料としてはアルミニウムも相當に使用せられ、一九三二年度の統計に於ては三〇K・V・以上の送電線に對する割合は銅約六二%、アルミニウム約三五%、其他約三%となつて居たのであるが、ヒットラー政府は一昨年から三〇K・V・以上の送電線には強制的にアルミニウムを使用せしむる政策を採つて居るのである。

一、獨逸電氣事業の企業形態

(一) 總 說

現在獨逸に於ける電氣事業の企業形態は之を大別すれば、官公企業、私企業及公私混合企業の三種となる。之等三つの企業形態別に依る一九三三年度の發電量關係は第五表に示すが如く官公企業が最も優勢である。而して官公企業中、聯邦及州の支配に屬するものは例へばエレクトロ、ウエルケA・G・の如く主として電氣の卸賣を行ふものが多い、公私混合企業は發電力量に於ては官公企業に及ばないが、直接需用家に對する正味の販賣電力量に於ては全國合計の約六割を占め、現在獨逸電氣事業界の發電方面の重要な部分を占むると共に配電事業を支配せる形となつて居る、配電事業に就いては公私混合企業に次いで公有中の市町村企業及び私企業等が主要なる地位を占めておる。

斯くの如く公私混合企業は現在獨逸電氣事業の代表的企業形態をなして居るが、前述の伯林市の電氣事業の例の如く獨逸電氣事業の企業形態は最初は民間企業としてスタートし、其後公營に移り、更に再轉して公私混合企業となれるものが多い、而して、此の電氣事業の企業形態の變遷は歐洲大戰並に其後に續く經濟界の動搖の影響を受くる事も少くなかつたのである。

聯邦及び州の支配する電氣事業にはプロシヤ電氣株式會社の如く最初は國有或は州有事業であつたものを、其後、之を株式組織に變形して政府は其の株式を所有する事に依つて事業の支配權を獲得し、其經營を民間に委任したるものが

多い。例へばプロシヤ電氣會社は一九二七年十月二十七日附プロシヤ州の法律に依つて從來の州營電氣事業を繼承して設立せられて居る。聯邦政府或は州政府が自ら電氣事業の經營を企圖するに至りたる動機としては、伯林市の場合の如く財政、戰爭並に其他の政治的理由、州内に於ける水力の政府の手に依る開發、電氣事業の合理化等種々あるのであるが又之を株式組織に變形する事に依りて政府が單に經營の支配權を掌握するに至りたる理由は資金調達上の便宜、民間に於ける創意の利用等の必要に依るものである。

公私混合企業は、聯邦或は州政府の支配する事業者を通じて民間事業に参加する形式を以つて行はれて居るものが最も多い。例へばプロシヤ州の支配に屬するプロシヤ電氣株式會社は一九二九年七月三十一日に於て第六表に示されるが如き多數の電氣事業會社の經營に参加して居る。

第五表は一九三三年度に於ける獨逸電氣供給事業者の企業形態別發電量關係を示すもので、獨逸電氣事業に關する此の種の統計は資料の出處に依りて往々多少の相違を示して居るが、之は統計基礎の相異に因るものと看做される。本表は一九三六年ワシントンに於ける第三回世界動力會議に獨逸側から提出せられた報告文に據るものである。

第五表 企業形態別に依る發電量關係（一九三三年度）（電力量單位十億K・W・H・）

企業形態別	發電設備容量	發電力量	受電力量	販賣電力量
聯邦及州(分國)	一、九〇〇、〇〇〇K・W・	四、〇二	〇、六八	四、一五
市 町 村	一、四七〇、〇〇〇	一、九九	二、〇一	三、三八

地 方 郡	一八〇、〇〇〇	、二五	、四二	、五九
其 他 公 有	六五〇、〇〇〇	一、二二	、六〇	一、五九
公 有 合 計	四、二〇〇、〇〇〇	七、四八	三、七一	九、七一
私 有	八〇〇、〇〇〇	一、五二	、九〇	二、一五
公 私 混 合	三、三九〇、〇〇〇	五、三四	三、七一	八、〇七
總 計	八、三九〇、〇〇〇	一四、三四	八、三二	一九、九三

(備考) 販賣電力量には事業者間の授受に基づく重複も含まる

第六表 プロシヤ電氣會社の持株表（一九二九年七月三十一日現在）

會 社 名	資 本 金(千馬克)	持 株 割 合(%)
ライン、ウエストファーレン電氣會社	一八一、〇〇〇	六、六三
ハノーフェル電力軌道會社	一六、〇〇〇	五〇、〇一
ハノーフェル送電會社	六、〇〇〇	一〇〇、〇〇
北西獨逸電力會社	八、六〇〇	九二、九四
東プロシヤ電氣會社	二四、〇〇〇	四一、三二
ブランシワイゲ炭坑會社	一二、七五〇	四六、九二

上ザール會社	二二、〇〇〇	一八、一八
上シレージエン送電會社	四、八〇〇	三七、〇〇
ウエストフアーレン合同電氣會社	七五、〇〇〇	二、一二
ブランシワイゲ、ハノーフェル發電會社	一、〇〇〇	一〇〇、〇〇
チューリンゲン、ウエルケ會社	八、〇〇〇	一〇、九〇
ゼルデ電氣會社	二〇	一〇〇、〇〇
ローンクラフトウエルケ會社	二、五〇〇	二六、〇〇
西プロシア發電會社	二、〇〇〇	二六、〇〇
グロスクラフトウエルケ會社	三、八五〇	八、〇〇
ライン・マイン・ドナウ會社	二、七〇〇	一一、一一
獨逸電氣事業會社	一、〇〇〇	二六、五〇
ニンブルゲル送電會社	一、〇〇〇	五〇、〇〇
ラーフェンスベルク動力供給會社	一〇〇	五〇、〇〇
ウエールデン電輸會社	六	二五、〇〇
ヘツセン・ナサウ運輸會社	二、四〇〇	二六、〇〇

二四

ザール・ロートリンゲン電氣會社	一、二五〇フラン	三五、〇〇
ザールロイス電力交通會社	三〇〇フラン	三〇、〇〇

前述の三箇の企業形態別に依る獨逸電氣事業界の分野に就いては年と共に變化あり、且つ頗る錯綜、複雑せる處あるが故に此の問題に就いては別に調査することなし、本項に於ては其の主なるものに就き斷片的に記すに止める。

(一) 國有電氣事業

聯邦政府の直接支配する電氣事業はエレクトロ・ウエルケ株式会社 (Elektrowerke A. G.) に統制せられて居る、此の會社は有名な大褐炭田ゴルバの褐炭を利用して發電し國立窒素工場に供給する目的を以つて歐洲大戰中にA・E・G・に依つて發電所を建設したるに始まるが、一九一七年政府は國立窒素工場と共に電氣供給設備をも掌中に收むるの適切なる事を認めて國有に移すこととなつたのである。其後エレクトロ・ウエルケは中央獨逸及び東部獨逸に於ける數多の送電會社及び發電會社を合同し、且つ多數の電氣事業及び炭坑事業等に資本を投下し、現在獨逸に於ける最大の發電會社たると共に持株會社として、恰も政府の電氣事業に對する投資機關の如き形となつて居るのである、前述の伯林市電力電燈株式會社に對する政府の經營参加もエレクトロ、ウエルケを通じて五〇、〇〇〇株(五百馬克株券五萬株、合計二千五百萬馬克)を引受けたるものである。同社の一九三五年度に於ける發電量は約二十八億K・W・H・に達し、其の大部分は自己の所有する褐炭坑の出炭を燃料とせるものである。送電系統は Breslau から Braunschweig の範圍に亘り、一〇〇K・V・架空線が二、五〇〇軒以上に及んでゐる。

聯邦政府の電氣事業に對する經營參加機關としては、別に合同産業株式會社 (Vereinigte Industrie-unternehmungen A. G. 略稱 *Viang*) がある同社は一九二三年に國有工業を統轄する爲め大藏省に依つて設立せられ、聯邦政府の電氣事業に對する經營參加は終局に於ては此の合同産業を通じて行はれる組織となつてをるのである。此外國有鐵道の所有する發電所が一九三四年度に於て七箇所を數へて居る。

(三) 州 (分國) 有電氣事業

各州政府は電氣事業に對し聯邦政府とは別箇の活動を行つて居る、從來電氣事業に對して最も積極的行動を執つて居たのはプロシヤ州政府であるが、水力資源の豊富なるバイエルン州等に於ても水力開發等の目的から積極的態度を執つて居つた。

(イ) プロシヤ電氣株式會社

プロシヤ政府は以前から州内の水力の開發並に其他の見地から電氣事業に對して直接又は間接に經營參加をしておつたが、其後等々の電氣事業を一つの株式會社に依つて統制することの適切なるを認むるに至り、一九二七年十月二十四日附「州政府の電氣企業及び分擔を一株株式會社に總括するの法律」に基づき、一九二七年十月三十一日プロシヤ電氣株式會社 (Preussischen Elektrizitäts A. G. 略稱 *Prang*) が設立せられ、従前の州所有設備並に分擔を此の會社に一括したのである、前記法律に依ればブレアグの企業全部はプロシヤ政府の專有となり、此の會社の株式賣却は州議會の協賛を必要としておる、併し其後一九二七年七月州議會はブレアグの株式の二六%迄を州内の自治團體に讓渡することを決

議した、此の會社は主として北西部獨逸方面に供給するが、尙 *Schleswig-Holstein* 方面から、*Rhein-Main* 工業地域方面にも達して居る、此の會社も主として電力の卸賣を營むもので、一九三四—三五年の一箇年の發電量は八億 K·W·H 以上に達し、其の約六一%は配電事業者に卸賣し、他は大口需用家等に供給しておる。

此の會社もエレクトロウエルケと同様に電力卸賣の外に、持株會社として第六表に示すが如く多數の電氣事業者の株式を所有し、之に依つてプロシヤ政府は間接に電氣事業の經營に参加して居るのである。尙、前述の伯林市電力電燈株式會社に對するプロシヤ州政府の分擔は此のブレアグを通じ、聯邦政府と同様に二千五百萬馬克 (一九三一年末現在) となつて居る。

(ロ) バイエルンウエルケ株式會社 (Bayernwerke A. G.)

バイリヤ政府は其の州内に最も豊富なる水力資源を有する關係上、夙に州自ら電氣事業に携つて來たが、一九二一年に至り、州議會は州の電氣企業をワルヘンジーウエルケ株式會社、ミツトラー・イザール株式會社及びバイエルンウエルケ株式會社の三會社に移讓する權能を州政府に附與することを可決した。前二社はバイエルン政府の支配する水力資源の開發を目的とせるもので、結局此の兩社はバイエルンウエルケ株式會社に支配せられるものである。バイエルンウエルケ株式會社の設立に際してはブレアグの設立とは稍其の趣を異にし、後者は當初全株式をプロシヤ政府が所有したのであるが、前者はバイエルン政府は資本金一千萬馬克の内過半數の五百十萬馬克を所有し、残り四百九十萬馬克の内四百萬馬克はミュンヘン市其他州内自治團體並に電氣事業者に分擔せしめ、殘額九十萬馬克は第一次分擔に與らぬ市町

村等の爲に保留した。此の會社も電力卸賣を主とし、一九三五年度に於ける一〇〇K・V・送電系統は約一、四〇〇軒に達し、ババリアのライン右岸の地域を供給範圍として居る、一九三四乃至三五年の一箇年間に於ける發電量は約七億五千萬K・W・H・で、外に他會社に屬する南獨逸方面の水力約二億一千八百萬K・W・H・を同社の送電線に依つて託送して居る。此の會社は豊富なる水力を有する爲め、其の發電量の一部をウルテンブルグ及びプロシヤ方面に供給して居る。

バイエルンウエルケは形式は公私混合企業の様にも見えるが、實質は州及び州内都市に依つて殆んど大部分の株式を所有せられ、而して州政府が其の過半数を所有して居るのである。

(ハ) ザクジツシエウエルケ株式會社 (Sachschwerk A. G.) ザクジツシエウエルケ株式會社は一九二四年一月三十日附ザクセン州法律に依り従來州政府の經營せる炭礦事業及び電氣事業を譲り受けたもので、州内の他の電氣事業の株式を所有し、之に依りザクセン州は民間事業に参加するものである、此の會社に依つて統轄せられる電氣事業は現在約三、五〇〇軒の送電系統を有し、内一、〇〇〇軒は地中電纜となつて居る、一九三四年度に於ける供給電力量は約十億六百萬K・W・H・で、年負荷率は約四六・五%である。

(ニ) バーデンウエルケ株式會社

バーデンに於ては歐洲大戰前に *Murg* の水力發電所を開發して之を全州内に供給する計畫を樹立した、此の發電所並に送電系統は一九一八年に竣工して運轉を開始し、其後一九二一年七月一日附法律に據りてバーデンウエルケ (Badische Landes-Elektrizitätsversorgung A. G.) (Badenwerke) が設立せられ、之に従來州政府經營の *Murg* 發電所並

に電力供給權を移讓した、而して此の會社は其の創立當初に於て州政府が株式の全部を所有することが現定せられて居た。バーデン州は獨逸に於てバイエルン州に次ぐ水力地帯なる爲めバーデンウエルケの電源は水力を主とし、現在約五八、〇〇〇K・W・の常時水力出力を處理して居る。送電系統は一〇K・V・系五三二軒を有し、バイエルン、ウルテンブルグ、ラインウエストフアレン電氣會社等の送電系統並に南方は瑞西の水力發電所と連繫して居るのである。此の會社の平均年發電量は自社發電所に依るもの約一億三千萬K・W・H・他に多量の受電を行ひ、一九三四—三五年度に於ける一ヶ年の販賣電力量は約四億八千萬K・W・H・となつて居る。

(四) 市町村有電氣事業

歐洲大戰勃發の頃は自治團體の經營に依る電氣事業も頗る優勢を示し、伯林市電氣事業の如きは其の最たるものであつたが、歐洲大戰以後一つは自治團體の財政逼迫に依る資金調達難の爲めに、今一つの理由は電氣事業は自治團體の如き局限せられたる地域に獨立して經營するに不適當なりとの見解が行はれたる爲めに、其後自治團體の電氣企業は漸次州營企業或は公私混合企業に移讓せられるに至り、其の發電量は一九一三年には全獨逸電氣供給事業發電量の約三八%を占めて居つたが、一九三三年には一三%に低下して居る状態である。

(五) 私營電氣事業

元來獨逸の電氣供給事業は初期に於ては主として民間企業として發達し、其後各地に官公營電氣事業も經營せられるに至つたが、大戰前迄は民間事業が優勢を示して居つたのである。然るに従來獨逸に於ける民間電氣企業はA・E・G・及

び Siemens の兩電機製作者に依つて開拓せられたるもの多く、此の兩社は獨逸電氣事業界に對しても優勢なる勢力の扶植に努力しておつたのである。此の事實は一部の官民に依つて頗る注目せらるゝ處となつたのであるが、其後歐洲大戰を契機として電氣事業に對する此の兩製作者の投資株式は官公廳の手に移譲せられたる爲め、純然たる民間企業といふものは著しく減少するに至つたのである。即ち一九一三年には獨逸供給事業の全發電量中の四三%は民間企業に依る發電であつたが一九三三年には一%に低下し、同期間に於ける官公有事業の發電量の比率は〇・三%から二八%に増加して居る。

(六) 公私混合企業

大戰以後公私混合企業は漸次優勢になり、其の發電量の全供給事業合計に對する比率は一九一三年は一七%であつて一九三三年には三七%に増加して居る。公私混合企業中には實質に於ては官公企業に近きものもあり、其の規模、構成等に於て國家的に樞要なるものもある。

公私混合企業中最大なるものは前述のラインウエストフアーレン電氣會社で、同社は其發送電系統の規模、其他諸種の點に於て獨逸に於ける最大の電氣事業者である、此の會社に對する現在の公私分擔關係に就いては詳らかでないが、株式資本の過半は聯邦、プロシヤ州及其他諸州並に地方自治團體の所有に屬して居る。

公私混合企業中、R・W・Eに次いで重要なるは前述の柏林市電力電燈株式會社である。

三、獨逸電氣事業の資本構成

獨逸に於ける電氣供給事業の資本構成に關しては最近の資料を缺くを以てETZ誌一九三三年八月十七日號に掲載せられたものを引用して略述する事とする。

一九二〇年から一九三一年迄に於て獨逸の供給事業用の發電設備容量は大略三百萬K・Wから八百萬K・Wに増加し此の出力増加に伴ふ建設費累計額は、建物、變電設備、送電設備、配電設備、及び其他の必要なる附隨設備に要せるものを合計して、大略五〇億馬克と推定せられる。此の五〇億馬克の資金は、過半は獨逸國內に於て調達せられたが、外國資本に依る部分も著しく巨額に達して居るのである。

過去に於ける電氣供給事業の資本増加の狀況に就いてはインフレーションに依つて統計の中斷した部分もあり、又連續的に企業形態の變更等が行はれたるが爲め、的確な統計は得難いのであるが、一九二四年度以後一九三〇年度迄の推移は第七表の如くである、但し本表は株式組織のものみに就いて示すものなるを以て此の外に官公營事業、有限責任會社の事業等に屬するものを考慮しなければならぬ。第七表に依れば社外資金即ち社債借入金に依るものは一九二八年以後激増を示して居る。

一九三一年末に於ける獨逸の主要なる二〇四の電氣事業株式會社の公稱資本金は二十四億一千萬餘馬克で、獨逸國統計局の推定に依れば此の中の八五・八%は固定的所有に屬し、其内譯官公有三五・二%他の電氣事業者の所有三七・五%

國內の電氣事業以外の事業者の所有六・三%外國團 (Ausländischen Gruppen) の所有六・八%となつて居る。而して上述の三七・五%なる他の電氣事業所有分も間接に官公廳の支配に屬するものが尠くないから結局官公廳の支配關係が優勢を示して居る、一九三三年度に於ては發電設備容量に對する割合は第五表の如き關係となる。而かも公私混合企業は略五〇%は官公廳の勢力範圍にある。前記外國團の所有株の比率に就いては其後伯林電力電燈株式會社に對す投資及び其他の關係に依り外國團の所有株の比率は著しく増加して結局一〇%位に達せるものと推定せられて居る。

第七表 獨逸電氣供給事業株式會社の資本關係 (單位百萬馬克)

年 度	自 己 資 本		社 外 資 金		活 動 資 本 金	
	(一)	(二)	(一)	(二)	(一)	(二)
一九二四—二五	一、二七五、三	三六八、九	一、八九三、三	三、四二五、九	一、六四四、二	
一九二八—二九	一、五三二、六	一、八九三、三	二、三八一、七	四、一一六、九		
一九二九—三〇	一、七三四、二	二、三八一、七	四、一一六、九			
一九三〇—三一	一、九五〇、七	二、五四二、二	四、四九二、九			

外國資本は主として社債或は借入金の形式に依りて投下せられ、一九三〇年末に於て三〇の大電氣事業株式會社の社外資金總額十七億九千餘萬馬克の中、十三億七千五百餘萬馬克は長期借入金及び社債となつて居るが、此の中の約十一億馬克は外國資本に依るものである。

此の外國資本の約九三% (十億二千五百萬馬克) は四つの投資團の手に依るものであつて其内容は、第一はナショナル

ルンチー會社の約四億四千萬馬克、第二はハリス・フォープス投資團の約二億七千五百萬馬克、第三はチロン・リード會社投資團の約二億馬克、第四は瑞西銀行の約一億一千萬馬克、合計十億二千五百萬馬克である。

之を要するに、獨逸電氣供給企業の資本の内、株式資本の過半は官公廳の支配に屬し、長期借入金の過半は外國資本に依頼して居るのである。

第四章 電氣事業社會化法の梗概

獨逸聯邦政府は歐洲大戰以前迄は電氣事業の經濟的方面に對する干渉を避け、却つて箇々の州に於て電氣事業に對し積極的行動を執れる状態であつたが、戰爭の勃發と共に聯邦政府は電氣料金、電力の發生、輸送及び消費等の統制に關する權限を取得するに至つた。然れども此關係は主として電力に對する非常時對策の見地より出發せるものであつたが戰爭の不幸なる結末と政治的變革とは電氣供給問題に關する國家の態度に飛躍的變動を齎したのである、之は一つは電氣供給事業の特殊性に對する認識に基づいておるが、今一つの主要なる動機は當時獨逸國內に瀰蔓せる思想に因れるものである。此の思想は多くの法律案中に示現せられておるが、就中一九一九年三月二十三日附「社會化法」に依りて廣汎なる表現を見るに至つたのである、此の社會化法には左記の如き内容の規定が設けられておる。

社會化法 (一九一九年三月二十三日)

第二條 國家ハ立法手段ニ依リ一定ノ賠償ヲ爲シ左ノ事項ヲ行フ權限ヲ有スルモノトス。

- 一、社會化ニ適シタル經濟的企業殊ニ鐵産採掘並ニ天然力利用ヲ目的トシタル企業ヲ公共經濟中ニ編入ス。
 - 二、緊急ノ必要アル場合ニ於テハ經濟的物資ノ生産並ニ配給ヲ公共經濟ニ統制スルコトヲ得。
- 賠償ニ關スル詳細ナル規定ハ特別ノ國法制定ニ至ル迄之ヲ保留ス。

第三條 國法ニ依リ制定セラレタル公共經濟ノ任務ハ聯邦、分國、市町村及ビ市町村組合又ハ經濟的自治團體ニ之ヲ委任スルコトヲ得、自治團體ハ國家ノ監督ヲ受クルモノトス。國家ハ其ノ監督ヲ爲ス場合ニ於テ州(分國)官廳ヲ利用スルコトヲ得。(以下省略)

斯くて同年七月二十三日ワイマール憲法發布國民議會に於ける總理大臣の綱領演說に依りて電氣事業の社會化に關する法律の豫告を見るに至つたのである。之に依れば五〇K・V・以上の電壓を有する電線路並に五、〇〇〇K・W・以上の出力を有する發電所の所有權を國有となすべき權限を國家に附與するものである。

是に對し各利害關係者は此の案の實現に對し猛烈なる反對運動を開始し、一九一九年十月二十一日には伯林に於ける獨逸工學協會、獨逸電氣工學會、獨逸電氣技術者組合、電氣事業組合、獨逸電氣供給事業聯盟、獨逸電機製作業中央聯盟、水利經濟組合、獨逸市街鐵道及狹軌管理組合、獨逸電氣機器据付業組合の聯合大會に於ては原案の缺陷を指摘し、且つ其の修正を希望せる八項目よりなる陳情書を決議して居る。

之等の反對論に依りて原案は若干の變更を加へられた、其の主要なるものゝ一つは、「電氣事業經濟化の目的の爲め、

遅くとも一九二二年十月一日迄に全國を經濟的見地から數箇の電力管區に區劃する」との制限條項を新に第一條に加へたのである。又自治團體に對しては二三の讓歩を爲し、參與會の構成に關しても詳細なる規定が挿入せられたのである。斯かる經緯を經、各方面の猛烈なる反對にも拘らず、此の法律は一九一九年十二月十九日國民議會の協賛を經て「電氣事業社會化に關する法律」として公布せられたのである。

本法に關する二三の要項を左に摘録する。

電氣事業社會化法 (一九一九年十二月三十一日)

獨逸國民議會ハ固有ノ立法權ニ基キ聯邦ノ全領域ニ於ケル電氣ノ供給ヲ一層良好ナラシムル爲メ本法律ヲ可決シ、聯邦委員會ノ協賛ヲ經テ之ヲ公布ス。

第一條 (獨逸)國全領土ハ電力管理ノ目的ノ爲メ一九二二年十月一日迄ニ之ヲ經濟的ニ最モ適切ナル數箇ノ管區ニ分ツモノトス。

各管區ニハ國ノ監督ノ下ニ會社若クハ組合ヲ設立セシメテ其ノ管區内ニ於ケル凡ベテノ發電及送電設備ヲ連絡統制セシムルモノトス。但シ發生電力ノ全部若クハ大部分ヲ家用ニ供スル企業ニ付テハ此ノ限りニアラズ

細則ハ一九二二年四月一日迄ニ制定セラルベキ電氣事業法施行規則ニヨリ之ヲ定ム、但シ本法ニ別段ノ規定アルモノハ本法ニ據ル

第二條 獨逸國ハ左記各號ノ權限ヲ有ス

- 一、電壓五萬ヴォルト以上ノ送電設備及各發電所相互間ノ連絡設備ヲ所有シ若クハ之ヲ利用スルコト
 - 二、自家用ニ非ル私有發電設備ニシテ設備出力五千キロワット以上ノモノヲ所有シ若クハ之ヲ利用スルコト
 - 三、自家用ヲ目的トスルモノ以外ノ私企業ニ屬スル可能出力五千キロワット以上ノ發電用水力利用ノ權利ハ、之ガ利用ノ爲ニ施シタル設備並ニ技術上ノ豫備工事ノ利用ノ權利ト共ニ之ヲ收用スルコト
- 各州(分國)ガ本法ノ效力發生ノ際ニ所有スル送電設備、若クハ本年十月十五日以前ニ締結セラレタル契約ニ依リ着工セラレタル州有送電設備ニシテ、本條第一號ニ該當スルモノハ、州ノ申請アリタルトキハ聯邦ニ於テ之ヲ收用スベキ義務ヲ負フモノトス。申請ハ聯邦ガ收用ニ關シ又ハ特定設備ヲ收用セントスル事項ヲ州政府ニ通知シタル後二ヶ月以内ニ爲サル、コトヲ要ス……

第三條 公私混合企業ニシテ一九一九年十月一日現在ノ個人ノ持分ガ州ノ市町村組合及ビ市町村ノ持分ニ比シ二五%ニ滿タザル場合ニ於テハ、第二條第二號及ビ第三號ニ基ク國ノ收用權ハ、該州、市町村組合又ハ市町村ガ、國ノ督促ヲ受ケタル後九箇月以内ニ單獨若クハ共同シテ第二條第二號及第三號ノ設備並ニ權利ヲ收用スベキ旨ヲ國及當該事業者ニ通告セザルトキニ於テノミ行使セラレベキモノトス

公私混合事業ニ於ケル一九一九年十月一日現在ノ個人ノ持分ガ、州、市町村組合又ハ市町村ノ持分ニ比シ二五%以上ナル場合ニ於テハ、國ハ第二條第一號、第二號及第三號ノ設備並ニ權利ヲ收用スル權利ヲ有ス……

第五條 第二條ノ設備及權利ノ收用ト共ニ國ハ之ニ關スル原所有者及權利保有者ノ第三者ニ對スル權利義務ヲ繼承

ス……

第六條 第二條ニ掲ゲタル設備ノ收用ニ關スル補償ハ事業者ノ選擇ニ從ヒ、建設費ヨリ適當ナル銷却ヲ控除シタル金額若クハ一九一四年八月一日以前ノ最近三營業年度ノ收益額ノ平均値ヨリ算定セラレタル收益價值ヲ以テ爲ス。收益價值ニ依リ補償ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ算定基礎タル三營業年度ノ經過後ニ運轉開始セラレタル設備部分ハ此ノ方法ニ依ル補償價格ノ算定ニ算入セラレザルモノトス。第七條ノ場合ニ於テハ建設費ヨリ適當ナル銷却金額ヲ控除シテ之ヲ補償ス。

國ノ特許ニ基ツキ設定セラレタル發電用水利使用權(第二條第三號)ヲ收用スル場合ニ於テハ該權利所有者ガ收用セラレベキ權利ニ關シテ要シタル費用額ヲ以テ補償ヲ爲ス……

箇々ノ場合ニ於ケル特別ノ事情ハ之ヲ顧慮セズ但シ甚ダシク當ヲ失スル場合ニ於テハ此ノ限りニアラズ

第七條 企業者ハ、國ガ第二條ノ權能ニ基ツキソノ企業者ヨリ發電設備ノ全部又ハ一部ヲ收用シ引續キ配電事業ヲ營ム場合ハ、其發電設備ヲ所有シテ自己發電ヲ繼續シタル程度ノ容量及料金ニ依リ國ニ對シテ電力ノ供給ヲ要求スルコトヲ得。

第八條 公共經濟ノ利益ガ單ナル電力交換ノミニヨリテハ充分確保シ得ザルトキハ、配電設備並ニ第二條第一號及第二號ニ屬セザル發電設備ヲ、國ノ参加スル組合ニ編入セシムルコトヲ要求スルコトヲ得……

第二十條 聯邦政府ハ參與會ヲ設置シテ獨逸電氣事業ノ諸般ノ事項ニ關スル諮問ニ應ゼシム、參與會ハ(一)(イ)聯邦

議會、(ロ)聯邦委員會、(ハ)體力労働者團體並ニ智能労働者團體ノ各代表者五名ヅ、(小計十五名)

(二)専門家二十名(内、イ)中央政府、(ロ)州、(ハ)市町村組合及ビ市町村、(ニ)獨逸商工業中央労働會、及ビ(ホ)獨逸農業委員會ヨリ選任スルモノ各四名ヅツ

(三)獨逸商工業者會議並ニ小商工者會議ヨリ選任スル大口電力需用者代表二名及ビ小口電力消費者代表二名(小計四名、總合計三十五名)ヲ以ツテ組織ス。

參與會ハ中央政府大藏大臣ノ招集ニ依リ、大藏大臣若シクハ其代理者ヲ議長トシテ集會ス。議事規則ハ聯邦委員會ノ協賛ヲ經テ參與會之ヲ制定スルモノトス。

委員九名以上ノ請求アルトキハ中央政府ハ二週間以内ニ參與會ヲ招集スルコトヲ要ス。

第二十一條 本法律ノ實施ニ必要ナル施行規則ハ政府ニ於テ參與會ニ諮問シタル上、聯邦委員會ノ協賛ヲ經テ之ヲ制定ス。

第二十二條 國ガ收容シ若クハ國ノ請求ニヨリ組合ニ歸屬シタル設備並ニ之ニ關聯セル事業ニ從事セル體力及ビ智能労働者ハ既存ノ若クハ其所屬職業組合トノ間ニ締結セラレタル賃率契約ノ條件ニ從ツテ之ヲ雇傭ス……

第二十三條 本法ニ據ル法律行為ニハ公課ヲ課セズ

之を要するに本法は發送電事業は國有國營とし配電事業は漸次地方自治團體の手に移讓せんとせるものであるが、其後展開せる現實の政治的、經濟的狀勢の變化せる結果結局失敗に歸するに至つたのである。

本法第二十一條に依れば、本法實施に必要な施行規則は電氣參與會に諮問したる上制定せらるゝ事と規定せられ本法公布の後參與會は再三草案の提示を受け之を討議する處ありたるものにして、此等草案は主として發電所の認可、收用、電氣事業聯盟の設立、電氣事業統制に關する新官廳の設置等に關する規定を含み、又一草案中に於ては全獨逸電氣事業に對する金融機關の設立をも計畫せられて居る。然るに凡て此等の草案は電氣參與會により本質的並に内外の政治的理由に依つて拒絶せられ其の結果今日に至る迄未だ其の實施を見るに至らなかつたものである。

第五章 獨逸に於ける電力國策の現状ニ動力經濟法

電氣事業社會化法は遂に實施を見るに至らざりしも、其後の獨逸電氣事業界の展開には本法の趣旨を汲み入れたるものも尠からず、前記の如く私有企業より公私混合企業へ轉化するもの續出し、又事業者間に於ける合併等に依る地域的統制も頻繁に行はれたのである、例へばエレクトロ・ウエルケは一九二〇年に中央獨逸に於ける電力輸送會社、中央獨逸電力會社、ニーデルラウジツチエル電力會社、ブリツギツタ及びザクセンブルグ褐炭會社等を合併し、一八二一年にはザクセン・アンハルト電氣事業に投資し、引續き其後各方面の電氣事業或は炭礦業に對する投資を行つて居るが如くである。

官有電氣事業は前述の如く、其の企業形態を株式組織に變形し、事業の支配權は引續き官有とせるも、其の經營には

民間の創意を善用する方針を採る傾向が顯著となつたのである、中央政府は其後一九二八年頃、再び電力統制問題を具體的に考慮する處ありて、經濟省に於て大規模の發送電計畫の立案に關し調査を進めたことあるも、之に對し當時の電氣事業界は法律的統制を歓迎せざりしものゝ如く、此の計畫は先行して、エレクトロウエルケ、プロシヤ電氣、バイエルウエルケの三社は電力統制問題に關して共同的行動を採るに決し一九二八年五月獨逸電氣事業株式會社を創立し、其の目的としては此の新會社を中心として獨逸電氣事業者間の聯系を完成し、各社間の協調を緊密ならしむると共に、全體的に發送電の經濟化を圖り以て所謂電力統制の實を擧げんとし其後間もなく、ザクジツシエウエルケ其の他の加盟を見て結局加盟會社九社の協働に依りて成立しておるものである、而して具體的問題としては、發電所の新增設、褐炭發電力及水力の利用等を全體的經濟の見地に於て各社協同して行ひ、之が爲に必要な二二〇K・V・送電幹線の建設をも行はんとせるものである。同社設立の際の公稱資本金壹百萬馬克、九社共各十萬馬克づゝ出資し、残り十萬馬克は第十番目の加入者を見る迄保留されておる、之等の事情並に其後間もなく襲來せる經濟恐慌の爲に前記の中央政府の計畫は挫折し獨逸電氣事業株式會社も同様に經濟恐慌の影響並に其他の事情の爲めに、現在に至るまで未だ見るべき活動をなせることを聞かないのである。

ヒットラー政權後の獨逸中央政府は電力問題に關しても深く留意する處ありたるも、電力の國家的統制に關しては頗る慎重の態度を執り、事業の經營に就いては寧ろ民間に委任する方針に出でゝ居る。ヒットラー政府が電力の國家統制問題に深入りせざる一つの理由としては財政上の問題もあるのである、即ち未曾有の失業率汎濫時代に登場せるヒット

ラー政府としては其の公約に依り大規模の土木事業を起す必要ありし爲め電力國家統制に對して多額の經費を充當する餘裕乏しと見らるべきである、且つ獨逸國としては、電力の官營其他國家的統制問題に就ては、過去に於て、當時は異常なる經濟事情の際に於ける政策なりとは云へ、甚だ好ましからざる經驗を経たる事實も考慮せらるべきである。然れども統制好みの現獨逸政府としては電力問題に對しても手を下さずして之を看過する事は出来なかつた様である、即ち電力問題に對しては一九三五年十二月十三日附を以て「動力經濟法」を公布したのである。

本法に就いては現下の我が電力問題に關聯して既に數多の文獻に之を紹介しあるを以つて、本項に於ては其の詳論は之を省略する事とする、此の法律は電氣供給事業者に對して著しく寛大なる態度を示せる反面に於て、中央政府の電氣事業に對する監督行政の權限を強化し、空文化したる電氣事業社會化法並に其他二三の電氣關係法規を廢止すると共に、新なる基礎に立つて全獨逸の電力の發生並に配給の可及的經濟化を行政的に達成せんとせるものである、又電力料金に關してはインフレーション時代に於ける料金値上げに關する法律を廢止すると共に料金の統制を企圖し、且つ國防上の要求を考慮せる諸條項が挿入せられて居るし、自家用發電設備の設置に關しては從來頗る寛大なりしものを、本法に依りて或る程度の制限を加へるに至つた事は主要なる特色である。

本法の特色は種々あるが要するに單一最高の意思に依りて動力の發生、供給の全般に亘りて統制を強化すると共に事業の經營に關しては之を民間の獨創的、積極的なる優秀なる經營技術に之を委ねる事が原則的に認められたのである。經營の方針に關してはE.T.Z.に掲載せられたる本法に關する説明書に依りて之を明かにする事が出来る。即ち

今回の法律は從來の形式的法律を廢棄したものである、一九二二、二三年の聯邦議會に於ては電氣事業統制に關する一大電氣行政機關及び中央金融機關を設立すべしとの要求ありしを以て諸般の統計的調査殊に一般産業の經濟調査が行はれ電氣料金の複雑性及び其の缺陷が明かにせられた、次で一九二八、九の兩年に亘り經濟大臣の命を承けたるミラー氏は統制に關する法案を作成したが當時逼迫して來た經濟不況の爲め該案は實行の可能性を見出し得なかつた。電氣及び瓦斯の料金に就ては一九三一年末に設立せられたる物價統制委員會の働きで調整を圖つたが此種の監督は一時的に若干の効果を擧げ得るに過ぎないと云ふ事を明かにした丈けに過ぎなかつた。

經濟省の經驗並に専門家の意見に依れば將來に於ける電氣事業の經營に就ては左の事項を必要とする。

- 一、動力生産設備を最も合理的に建設したる上動力を最も低廉に供給し、其供給を最も確實ならしむる事
- 二、料金は各需用者の便益に適合する様に、各種産業部門に特殊事情に適すると共に全國を通じて著しき差異ならしめ産業全般に有効適切ならしむる事

右二箇條は結局將來の資本投下を合理的ならしめ且つ需用家の利益にも適合するもので兩者互に關聯しておるものである。

と説明して本法制定の由來及び目的等を説いておるが、ナチス電力政策確立の基本精神に關しては本書の序文に掲載したるシヤハト經濟相の講演が最も良く之を論じておるのである。(完)

獨逸動力經濟法 (一九三五年十二月十三日公布)

本法ハ左ノ目的ヲ以テ制定スルモノトス

- (イ) 國民ノ經濟的及び社會的生活ニ最も重要ナル關係ヲ有スル電氣及び瓦斯ノ供給ヲ他ノ關係事項ト充分ニ關聯セシメ一聯ノ經濟機能ヲラシムルコト
- (ロ) 電氣及び瓦斯ノ一般供給ヲ公共ノ利益ノ爲メニ最も經濟的ナラシムルコト
- (ハ) 電氣及び瓦斯ノ供給事業ニ對シ必要ナル國家ノ權力ヲ及ボスコト
- (ニ) 國民經濟上不利ヲナルベキ動力條件ノ統一ヲ圖ルコト
- (ホ) 國民全體ノ利益ヲ圖ル爲メ動力供給條件ノ統一ヲ圖ルコト
- (ヘ) 以上各般ノ方法ニ依リ電氣及び瓦斯ヲ出來得ル限り低廉且確實ニ供給スルコト

第一條

- 一、獨逸ニ於ケル動力(電氣及び瓦斯)供給事業ハ國ニ於テ之ヲ監督ス
- 二、前項ノ監督權ハ經濟大臣之ヲ行フ但地方團體及聯合地方團體ノ經營スル動力事業ニ就テハ內務大臣之ニ參與ス

第二條

- 一、本法ニ於テ動力工作物ト稱スルハ電氣又ハ瓦斯ノ發生、輸送及び供給ノ目的ヲ以テ施設スル物件ヲ謂フ。單ニ符號及び音響ヲ傳送ヲ爲スモノハ動力工作物ニ屬セズ

二、本法ニ於テ動力供給事業ト稱スルハ電氣又ハ瓦斯ヲ他人ニ供給スル事業ヲ謂フ。前項ノ如キ事業ヲ管理スル者亦同ジ。副業トシテ動力ノ供給ヲ爲ス場合ハ其動力供給ノ部分ニ付キ動力供給事業ト看做ス。一定ノ事業ガ本法ニ規定スル動力供給事業ナリヤ否ノ認定ハ經濟大臣之ヲ爲ス

第三條

經濟大臣ハ動力事業ニ對シ本法ノ規定ニ基キ必要ナル經濟上及技術上ノ届出ヲ爲サシムルコトヲ得

第四條

一、動力事業ハ工作物ノ新設、改良、擴張又ハ運轉休止ニ付キ工事ヲ着手前經濟大臣ニ届出ヅルコトヲ要ス
二、經濟大臣ハ工作物ノ新設、改良、擴張又ハ運轉休止ニ關シ届出後一ヶ月以内ノ期間ニ於テ工事施行ノ休止ヲ命ジ更ニ其ノ後二箇月内ニ於テ公益上ノ理由ニ依リ之ガ禁止ヲ命令ズル事ヲ得。禁止命令ハ禁止ニ關スル審理ノ後之ヲ爲ス

三、第三項ニ據リ届出ヅベキ事項ノ細目ハ經濟大臣之ヲ指定ス、同大臣ニ届出ヲ要スル事項及ビ禁止命令前ノ審理手續ニ關シテハ別ニ規則ヲ以テ之ヲ定ム

第二項所定ノ期間ハ經濟大臣必要ニ應ジ之ヲ伸長スルコトヲ得

四、經濟大臣ハ供給事業以外ノ者ノ施設シタル動力工作物ニ就テモ前條並ニ本條第一項ニ準ズル届出ヲ命ズル事ヲ得

第五條

一、動力供給業者ニ非ザル者動力ヲ他人ニ供給セントスル場合ハ經濟大臣ノ許可ヲ受クル事ヲ要ス
二、自家用ノ電氣又ハ瓦斯ノ發生裝置ヲ設備シ又ハ擴張セントスル者ハ其工事前ニ當該地域ノ動力供給者ニ對シ其旨通告スル事ヲ要ス

第六條

一、動力事業ハ動力ノ一定ノ供給區域ニ於ケル一般料金及ビ供給條件ヲ公告シ、其地域内ノ何人ニ對シテモ其料金並ニ條件ヲ以テ動力ノ取付及ビ供給ヲ爲ス事ヲ要ス

二、左ノ場合ニ於テハ前項ノ取付及ビ供給ヲ爲ス事ヲ要セズ

(イ) 採算上ノ事由ニヨリ取付及ビ供給ノ要求ニ應ジ難キ場合

(ロ) 取付申込者ガ第五條第二項ノ規定ニ據ル通告ヲナサマリシ場合、但通知洩レガ取付申込者ノ故意又ハ過失ニ依ラザリシ時及ビ自家用工作物ノ新設又ハ擴張後十年ヲ經過セルモノナル時ハ此ノ限りニ非ズ

三、自ラ電氣、瓦斯及ビ諸地方ノ動力設備ヲ運轉スル者ハ其設備ノ所在地並ニ其設備ヨリ動力ノ配給ヲ爲シ得ベキ地域ニ對シ第一項ニ依ル取付及ビ供給ノ要求ヲ爲ス事ヲ得ズ、但動力供給事業ノ採算上同意シ得ベキ限度及ビ條件ニ依リ要求スル場合ハ此ノ限りニ非ズ

四、重要ナル公共ノ利益ニ關スル場合ニ限り經濟大臣ハ第一項乃至第三項ノ規定ニ拘ラズ動力供給事業ニ對シ動力ノ供給ヲ命ズル事ヲ得、此ノ命令ハ裁判所並ニ行政廳ヲ拘束ス

五、獨逸地方團體法第十七條ノ規定ニ依リ地方團體又ハ聯合地方團體ガ公營企業トシテ動力供給事業ヲ經營セル場合ニ於テ動力ノ取付及ビ供給義務ニ關スル紛議ニ對シテ地方團體法第二十九條及ビ第三十條ヲ適用ス。此場合ニ於テ當事者一方ノ申立アル場合ハ行政裁判所ハ第三項第二號ニ規定スル供給動力ノ限度及ビ條件ヲ指定ス

第七條

經濟大臣ハ規則ヲ設ケ又ハ命令ヲ發シ動力供給事業ノ一般供給料金及ビ供給條件ヲ指定スル事ヲ得、動力ノ販賣ヲ爲ス者ノ動力購入價格ニ就テモ亦同ジ。經濟大臣ノ決定ハ裁判所並ニ行政廳ヲ拘束ス

八條

一、動力供給事業ガ本法ノ規定ニ基ク義務ヲ履行スルニ適セズト認ムルニ至リタル時ハ經濟大臣ハ審理ノ上當該事業經營ノ全部又ハ一部ヲ停止セシムル事ヲ得。此ノ場合ニ於テハ他ノ供給事業ニ命ジ之ヲ繼承セシムル事ヲ得。繼承者ニハ一定ノ納入金ヲ命ズルコトヲ得。地方自治團體ノ動力供給事業ハ成ルベク他ノ地方自治體ヲシテ繼承セシムベシ。但他ノ事業者ニ繼承セシムルヲ有利トスル場合ハ此ノ限りニ非ズ。繼承者ノ命令ハ繼承者ノ受諾セル場合ニ限り之ヲ爲ス。經濟大臣ハ動力供給事業以外ノ事業者ト雖モ適當ト認ムルトキハ是ニ繼承ヲ命ズル事ヲ得。

二、繼承事業ハ動力ノ供給ニ關スル權利義務ヲ繼承ス。繼承ノ限度ニ關シテ爭アルトキハ經濟大臣最終的ニ之ヲ裁定ス

三、經濟大臣ハ動力供給上必要ト認ムル場合ハ工作物ノ使用ニ關シ繼承者ニ對シ指令ヲ發スル事ヲ得。動力供給上必

要アルトキハ繼承セル工作物ニ變更ヲ加ヘシムル事ヲ得

第九條

一、前條ノ規定ニ依リ動力供給事業ヲ繼承セル者ヨリ申請アルトキハ經濟大臣ハ動力工作物及ビ之ニ關係アル土地ニ關スル權利ノ收用ヲ許可スル事ヲ得、前條ノ規定ニ依リ經營ノ停止ヲ命ゼラレタルモノヨリ要求アルトキハ繼承者ハ工作物及ビ土地ニ關スル權利ノ收用ノ申請ヲ爲ス事ヲ要ス

二、收用ニ關シテハ左記各號及ビ本法第十一條ノ規定ニ據ル事ヲ要ス

イ、適當ナル賠償ヲ爲スコト

ロ、國、州又ハ地方自治體ニ所屬シ或ハ國、州又ハ地方自治體ガ直接又ハ間接ニ資本ノ半額以上ヲ所有スル事業ノ收用ニ關スル賠償ハ當該事業者ノ參加ニ依リ之ヲ決定ス。但國、州其他ニ於テ此要求ヲ爲サマルトキハ此限りニ非ズ。經濟大臣ハ本項適用ニ關スル細則ヲ定ム

ハ、收用權者ガ收用審理ニ參加セザル時ハ經濟大臣ハ被收用事業者ノ申請ニ依リ職權ヲ以テ賠償ノ決定ヲ爲ス事ヲ得此場合ニ於テ收用官廳ハ收用權者ノ工事ノ進行ヲ停止セシムルコトヲ得。第十五條第一項ノ規定ハ此場合ニ之ヲ準用ス

三、動力供給契約ニ基ク權利ノ移轉並ニ第八條ニ依ル指令ノ爲メ生ジタル損害ノ賠償ハ州ノ賠償規定ニ據ル。其損害賠償ニ關スル國法施行後ニ於テハ同法ノ規定ニ依ル。此場合ニ於テハ第一項及ビ第二項第一號ノ規定ヲ適用ス

四、第八條及第九條ノ規定ニ依ル權利ノ得喪ニ關シテハ公課及ビ司法手数料ヲ徵收セズ

四八

送電線又ハ管路ニ依ル電氣又ハ瓦斯ノ輸入及ビ之ニ關スル契約ヲ締結セントスル場合ハ經濟大臣ノ認可ヲ要ス

第十一條

- 一、一般ニ動力ヲ供給スル爲メ他人ノ土地所有權ヲ取得シ又ハ之ヲ制限スル爲メ必要ナル土地收用ノ許可ハ經濟大臣ノ所管トス
- 二、土地收用ニ關スル審理ハ州法ニ依ル。此ノ場合ニ於テ土地收用ノ要否及ビ收用ノ限度ハ經濟大臣之ヲ決定ス。但行政裁判ニ繫屬スル場合ハ此限りニ非ズ
- 三、土地收用ニ關スル國法施行後ニ於テハ前號ノ審理ハ同法ノ規定ニ依ル。第一項及ビ第二項ノ決定ハ同法ニ指定スル國務大臣之ヲ爲ス

第十二條

經濟大臣ハ動力供給事業ニ關シ道路其他ノ交通機關ノ使用料又ハ賠償金ノ免除規定ヲ設ケ又ハ之ニ關スル一定ノ制限ヲ定ムルコトヲ得

第十三條

一、國防上必要アルトキハ經濟大臣ハ規定ヲ設ケ又ハ命令ヲ以テ動力供給事業ニ對シ既設事業ノ運轉、擴張又ハ一定

ノ者ニ對スル動力供給ヲ命ズル事ヲ得、此場合ニ於テ當該事業ハ採算上ノ事由ニ依リ相當ノ賠償ヲ要求スル事ヲ得賠償金額ハ經濟大臣之ヲ決定ス。此決定ハ裁判所並ニ行政廳ヲ拘束ス

- 二、經濟大臣ハ動力供給ニ對シ技術ニ關スル要項ヲ定メ其他確實ナル動力供給ニ必要ナル事項、動力工作物及ビ動力器具ノ取付方法並ニ其監視ニ關シ規定ヲ設ケ又ハ隨時必要ナル命令ヲ發スル事ヲ得

第十四條

經濟大臣ノ部下又ハ其補助者ハ職務上知り得タル事項ヲ職權ヲ超エテ利用シ又ハ之ヲ他人ニ漏洩スル事ヲ得ズ。公共ノ利益又ハ法令ニ基ク當事者ノ利益ノ爲メ公ニスベカラザル事項ニ付キ亦同ジ。

右ニ關シ雇員以下ノ使用人ハ一定ノ誓約書ヲ提出スベシ。本條ノ義務ハ職務ノ休止又ハ終了ニヨリテ消滅スルコト無シ

第十五條

- 一、經濟大臣ハ強制罰金又ハ直接強制ニ依リ事業又ハ事業ノ責任者ヲシテ其命令ニ服セシメ、又ハ本法ニ基ク職權ヲ以テ事業責任者ヲ罷免スル事ヲ得。強制罰金ハ經濟大臣ノ申請ニ依リ收稅官廳之ヲ徵收ス。地方自治團體又ハ其吏員ニ對スル強制命令ハ一般行政法規ニ據ル
- 二、第十四條ノ規定ニ依ル秘密遵守ノ義務ニ違背シ又ハ職權ヲ超エテ機密ヲ利用シタル者ハ禁錮又ハ罰金ニ處ス
- 三、左ニ該當スル者ハ罰金ニ處ス

(イ) 第三條及び第四條所定ノ届出又ハ通告ヲ爲サズ、若クハ不正又ハ不完全ニ之ヲ爲シタル者
(ロ) 第四條所定ノ期間ノ経過以前ニ於テ經濟大臣ノ許可ヲ受ケズ又ハ其禁止命令アリタルニ拘ラズ猥リニ動力工
作物ヲ建設、改造、擴張又ハ休止シタル者

(ハ) 第五條第一項ノ規定ニ違背シ、經濟大臣ノ許可ヲ受ケズシテ他人ニ動力ヲ供給シタル者

(ニ) 第十條所定ノ經濟大臣ノ許可ヲ受ケズシテ電氣又ハ瓦斯ヲ外國ヨリ輸入スル契約ヲ爲シタル者

(ホ) 第十三條ニ依リ經濟大臣ノ定ムル規則又ハ其發シタル命令ニ違反シタル者

四、第一項第二項ノ罰則ハ經濟大臣ノ要求ニ基キ之ヲ適用ス。處罰ノ要求ハ之ヲ取消ス事ヲ得

第十六條

一、經濟大臣ハ本法ニ基ク決定及ビ命令ヲ爲スニ付必要ナル準備ノ爲メ經濟中央團體指導者ニ對シ事務ノ一部ヲ委任
スル事ヲ得。經濟大臣ハ第三條及ビ第四條第一項ニ基ク權限ヲ同指導者ニ委任スル事ヲ得

二、經濟大臣ハ第三條、第四條第一項、第二項第一號、第五條第一項及ビ第十三條第二項ニ基ク權限ヲ下級官廳ニ
委任スル事ヲ得

第十七條

一、一九一九年十二月三十一日附電氣事業社會化法並ニ一九一七年六月二十一日附電氣、瓦斯、蒸氣、壓搾空氣、溫水
及冷水ノ供給ニ關スル告示ハ之ヲ廢止ス。一九三四年七月三十日附動力經濟申告義務ニ關スル命令ハ經濟大臣ノ定

ムル期日以後其效力ヲ失フモノトス

二、一九二二年六月十六日附電氣、瓦斯及ビ水ノ供給價格引上ニ關スル法律ハ一九三六年三月三十一日以後其效力ヲ失
フ同日ニ於テ係争中ニ屬スル事件ニハ尙舊規程ヲ適用スル事ヲ得司法大臣ハ其ノ職權ヲ以テ該事件ヲ他官廳ニ移送
スル事ヲ得

第十八條

本法ニ別段ノ規定アル場合ノ外、本法ノ施行ニ依リテ生ジタル損害ハ之ヲ賠償セズ

第十九條

一、經濟大臣ハ關係各大臣ト協議シ本法施行ノ爲メ必要ナル規程ヲ定ム
二、前項ノ場合ニ於テ經濟大臣ハ動力事業ニ關スル州法律又ハ州命令ヲ變更シ又ハ廢止スル事ヲ得

第二十條

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

伯林 一九三五年十二月十三日

總統兼內閣總理大臣 アドルフ・ヒットラー (署名)
經濟大臣、國務總統兼聯邦銀行總裁 ヒヤルマール・シヤハト博士 (署名)
內務大臣 フリツク (署名)

國防大臣兼國防軍司令官 プ ロ ム ベ ル ヒ (署名)

五二

373
204

昭和十二年五月二十五日 印刷
昭和十二年五月二十八日 發行

定價三十錢

東京市淀橋區下落合一丁目三六七
發行人 落 合 高 次
東京市麴町區内幸町二ノ三
印刷人 北 郷 新
東京市麴町區内幸町二ノ三
印刷所 ダイヤモンド社印刷部

發行所 東邦電力株式會社

終

